

令和元年 第12回文教厚生常任委員会会議録

令和元年12月10日 議員控室

○事 件

報告事項

- (1) 令和2年度以降の八雲町成人式の開催について（社会教育課・熊石教育事務所）
- (2) すまいる熊石について（保健福祉課・住民サービス課）
- (3) 合葬墓の整備について（住民サービス課）
- (4) 放課後子ども対策事業について（住民サービス課）
- (5) 令和元年度決算見込について（熊石国保病院）
- (6) 建替事業基本構想・基本計画について（熊石国保病院）
- (7) 令和元年度決算見込について（八雲総合病院）
- (8) マイナンバーカード普及促進事業について（住民生活課）
- (9) 第2期子ども・子育て支援事業計画案について（住民生活課）
- (10) 保健福祉課所管事業における使用料及び手数料等の見直しについて（保健福祉課）
- (11) 八雲町健康増進計画（中間評価及び見直し版）の素案について（保健福祉課）
- (12) 障がい福祉に関するアンケート調査結果について
- (13) 介護職の担い手確保支援について
- (14) 福祉事業の見直しについて

○出席委員（7名）

委 員 長	赤 井 睦 美 君	副 委 員 長	安 藤 辰 行 君
	黒 島 竹 満 君		斎 藤 實 君
	佐 藤 智 子 君		関 口 正 博 君
	千 葉 隆 君		

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（2名）

議 長	能登谷 正 人 君	宮 本 雅 晴 君
-----	-----------	-----------

○出席説明員

教 育 長	田 中 了 治 君	社会教育課長	佐 藤 真理子 君
熊石教育事務所長	野 口 義 人 君	熊石教育事務所教育推進係主査	佐々木 直 樹 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君
総合病院事務長	成 田 耕 治 君	総合病院庶務課長	竹 内 伸 大 君
総合病院庶務課参事	佐々木 裕 一 君	総合病院地域連携課長	加 藤 孝 子 君
総合病院医事課長	石 黒 陽 子 君	住民生活課長	川 口 拓 也 君
住民生活課長補佐	菅 原 真紀子 君	戸籍住民係長	菊 池 史 仁 君

子育て支援係長	松本忍君	支援係長	福田裕子君
児童係主任	佐藤尚樹君	児童係	川崎絵梨君
保健福祉課長	戸田淳君	保健福祉課長補佐	佐藤哲也君
保健福祉課健康推進主幹	鈴木郁美君	健康推進係長	阿部任敏君
高齢者福祉係長	武田利恵君	障がい者福祉係長	山本貴志君

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	庶務係長	松田力君
------	-------	------	------

[開会 午前 9時56分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） おはようございます。ただ今より文厚委員会を始めます。

◎ 報告事項（1）令和2年度以降の八雲町成人式の開催について

○委員長（赤井睦美君） それでは早速、社会教育課、熊石教育事務所より報告をよろしくお願いたします。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） おはようございます。

それでは、令和2年度以降の八雲町成人式の開催について説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

まず、来年度の前に今年度の八雲町の成人式につきましてですが、資料の下段に記載のとおり、これまで同様に来月1月3日に八雲、熊石の2会場で開催することとしております。この2会場での開催については平成17年の合併協議の中で、「当分の間現状のままで維持し、新町において統一開催するよう調整する」を基本に、八雲地域、熊石地域とも別日程、別会場で実施してきたものです。しかし、同じ町で開催している機能を高めようと考え、平成22年度から日程を両地域とも1月3日として2会場で開催することにしました。

その後、統一開催について検討を進めてまいりましたが、令和2年度に合併後15年を経過することも踏まえ、社会教育委員会議、教育委員会議や熊石地域審議会でも意見をいただき、成人式を同一会場で実施することについて、特に反対意見もなかったことから、来年度以降の成人式は両地域同一会場で実施することとしたものです。

具体的な開催日程についてですが、資料上段に記載のとおり日程はこれまでと同様の1月3日とし、令和2年度は令和3年1月3日曜日に八雲町民センターを会場として、時間については午後2時より開催する予定です。

熊石地域から参加する新成人者については、町のバスで送迎をいたします。

なお、参考までに今後の新成人の対象人数について町内の中学校卒業生の数を資料中段の表に記載しておりますが、年によって多少の増減があるものの両地域ともに減少傾向にあります。

成人式を1月3日に開催することにつきましては、お正月中に開催するという事で、来賓及び関係者の皆さまにとっても大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、参加する新成人者の多くが町外在住者であるという現状からご理解をいただきたいと思います。

以上で令和2年度以降の八雲町成人式の開催についての説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、質問や意見はありませんか。

- 委員（斎藤 實君） 委員長。
- 委員長（赤井睦美君） はい。斎藤委員。
- 委員（斎藤 實君） いつかは一緒にやるんだろうなということは想像できるんですけども、ただ、熊石からの参加者は若干少なくなるということだけはやっぱり予想しておかなきゃならないんじゃないのかなというふうに思いますよ。そのことだけは、やはり申し上げておきたいと思いますね。
- 委員長（赤井睦美君） 答弁は必要ですか。
- 委員（斎藤 實君） いいえ。いいんですけども。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） 今の斎藤委員のを聞いて思ったんですけども、成人だけではなくて、そのご両親や祖父母の方なんかが例年参加してますけども、希望すればそういった方たちもその送迎バスに乗ることはできるんですか。
- 熊石教育事務所長（野口義人君） 委員長。熊石教育事務所長。
- 委員長（赤井睦美君） 熊石教育事務所長。
- 熊石教育事務所長（野口義人君） 教育委員会で今所有しているバス、45人乗りのバスもございますので、今私どもで考えているのは、お父さんとお母さんの範囲かなということなんですけれども。希望があればですね、一応そのバスに乗れる範囲の中であれば、調整をとってですね、往復の運行はしたいと思ってございます。
- 委員長（赤井睦美君） ほかに質問やご意見はありませんか。
- （「なし」という声あり）
- 委員長（赤井睦美君） それでは、なしということでよろしく申し上げます。
- 皆さん、今度の1月3日の成人式も是非参加してくださいね。よろしく申し上げます。

（教育長 田中了治君、社会教育課長 佐藤真理子君、熊石教育事務所長 野口義人君、熊石教育事務所教育推進係主査 佐々木直樹君 退室）

◎ 報告事項（2）すまいる熊石について

（住民サービス課長 北川正敏君、保健福祉課長 戸田淳君 入室）

- 委員長（赤井睦美君） それでは住民サービス課より、合葬墓の整備、放課後子ども対策事業とすまいる熊石について、よろしく願いいたします。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。
- 委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 先月28日に、すまいるのことを常任委員会に報告してたんですけども、今回予定してはいなかったんですが、先日すまいるのほうで訪問して大きな進展はなかったんですけども、その辺の報告をしたいと思います。
- 保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 先週、すまいるが町へ訪問をしまして、その内容等についてご報告させていただきます。まず、すまいるのほうから話がありましたのは、現在、事業譲渡を協議している相手方がいるということ。また、相手方と協議をするに当たりまして、譲渡する場合の手続きや届出の時期などについて教えてほしいということで、町を訪問したものであります。

相手方については、現時点ではまだお知らせできる段階ではないということでありましたので、町のほうでは現在把握しておりませんが、今そのような状況にあるということで。前回の報告ではなかなか見つからなくて、いないんだというご報告でしたので、その辺の状況が変わったということでのご報告になります。

また、もう一つですが、今月一日にグループホームと有料老人ホームの入居者と家族に対して、説明会を開催したという報告がございました。

職員の確保ができなく事業の運営が難しいということ、また、入居者の移転先として、現在町内や近隣の施設に打診しているということ、入居者及び家族に説明したということでありました。

すまいるとしては、現在、事業譲渡を協議している相手はいるものの、入居者の安心ということを最優先に考え、入居者や家族の理解が得られ転居先が確保できた方から転居を進めていくということで、お話がされておりました。

○住民サービス課長（北川正敏君） 住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） その利用者の状況について、うちのほうで抑えている状況を説明したいと思います。

まず、1階部分のグループホームについてですが、定員は9名となっておりますけれども、このうち1名については国保病院に入院中でありまして、病状が安定しないということで11月中に退所になっていたということです。

残りの8人のうち7名についてはくまいし荘のほうへ、11月25日に1名、12月2日に1名、12月4日に3名、12月9日に2名、既に入所が決まって入所しているという状況です。残りの1名についてはえさし荘に入所希望ということで、現在、えさし荘と入所に向けた調整を行っているという状況です。

次に、2階の有料老人ホームの状況ですけれども、現在13名入所されておりますが、うち4名は乙部町と上ノ国町のほうから来られている方で、それぞれ、乙部町にあるグループホームとえさし荘に入所予定となっております。

残りの9名は町内の方々ですけれども、そのうち6名はくまいし荘のほうへ入所を希望しており、既に入所申し込み手続きに入っているということです。2名については八雲地域のケアハウスを入所希望しており、最後の1名については家族の近くということで、ニセコ町のほうのグループホームに入所申し込みをしているというような状況となっております。

2階の有料老人ホームのほうですけれども、来年の2月中にはすべての利用者が転居できるような見込みとなっているということです。

以上が、すまいる熊石の利用者の状況となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問、ご意見ありますか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 全員が転居してしまうということで建物の中が空になってしまうのに、事業譲渡を検討している相手がいるというのはなかなか理解しにくい部分があるんですけども、空っぽになった後に引き受けて、その後で入所募集するのか、どういう経緯を描いているのでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 佐藤委員のご指摘はごもっともだと思いますし、私どもも先週来た際に、事業譲渡する相手がいるのであれば転居先の申し込みなり目処は付けておいても、できるだけ事業譲渡のほうも早めに協議をして、うまく進むのであれば、職員、それから利用者の方はなるべく残ったままのほうが、後から引き継いだ事業者の経営も事業も進めやすいでしょというような話はさせていただいたんですけども。

すまいるでも譲渡の協議はしてますけれども、まだ譲渡できる見込みにまでは、おそらく確定に近づいていないというか、段階であるということから、入居者に説明をした中で、入居者の安心、家族の安心を考えたときに、ご家族が早く移転したほうが安心できるということを考えれば、それを最優先にして対応したいという説明でありましたので。

私どもの考えとしても、佐藤委員おっしゃるようなことで思っていたわけですが、事業者のほうでそういうことでありましたので、考え方としてはそういうことで進めているということでございます。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 入居者の思い最優先というか、入居者家族の思い最優先で、それは大したいと思うんですけども。それで事業を引き受けるというのはなかなか見えないなと思うんですけども、もしかしたら今の形態じゃなくて、違う用途も含めての交渉になるのかという、そういうのも描いてはいるのでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 具体的に違う用途を描いているのかというのは分かりませんが、すまいるの話ではグループホームと有料老人ホームを併せて引き継ぐ事業者と協議しているということでありましたので、その範囲でしか聞いていないということになります。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。質問やご意見はございませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） まずは一点さ、前回の報告のときにグループホームがまだ9人いるという報告があったよな。そこのところをどうやって調査したのか、なんかその後ちょっと熊石のほうで聞いたら、もう既に9人いなくなっているって話を聞いたんだけど。

まず報告がちょっと、どういうふうにあんたたちは行ってさ、話をして状況を確認して報告したのか、ちょっとその辺教えてください。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） こちらとしても先に先に情報が欲しいという話は、すまいる側にもしてたんですけれども、すまいるさんのほうでも利用者のことを考えてだと思っただけなんですけれども、家族への説明会を12月1日にやるという話も前日というか、金曜日の日に聞いたような状態で。先ほど説明しました入所者、くまいし荘のほうに移動した入所者の話も、2日の日に改めて確認したらもう既に入ってますとか、今日入りますとか、来週月曜日に入りますみたいな話になっておりました。

コミュニケーションをとろうとは思っただけなんですけれども、施設の職員とはとれるんですけれども、その経営方といいますか幹部のほうとはなかなか連絡が取れないでポンポン決まってるような状態で、とりあえず僕らとしてみると利用者のことが一番なものですから、下のグループホームの人たちが、1人まだ転居していないんですけれども、くまいし荘のほうに移動できたということで、とりあえずはちょっとは安心しているというか、そのまま放置されたらどうしようということがないところだけは、まだいいのかなという風に考えてました。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） あんたたちここにきて報告するに当たってさ、いつ行って調査して、この報告に向けてさ、一週間前なのか前日なのか報告する前にさ、行って調査してきてるわけでしょ。この間の話からいうと、9人がそのまま残っているという話をしてるんだよ。

ところが、俺すぐその後に熊石に行ったら、もう既にケアマネジャーも辞めていない、そしてまた入居者もないという話聞いたんだけど。

結局、法で決まっているわけでしょ。ケアマネジャーはいなきゃならないということで決まってるわけだよ。だから、その前にケアマネジャー辞めちゃってるから、おそらく入居者はいなくなってるはずなんだよな。そんなのここにきて説明する前に調査をきちっとして、本当のことを言わなかったら駄目じゃないの。

それともう一点は、八雲町で応募したときの契約がなんもないって言うんだけれども、そんなのないわけないでしょ。必ず応募するときに八雲町の役場からさ、条件というのは出ているはずだから、その条件なんかはないという話にはならないでしょ。

その条件がどういうふうになってるのか、今第3者にやるのはどういうふうにしてやるのかは分からないけれども、条件の中でちゃんとクリアしてやっていくのかどうなのか調べてるんでしょ。

○委員長（赤井睦美君） 譲渡する上での条件とか、それからすまいるそのものが契約するときの条件、その辺をお願いします。

- 住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。
- 委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。
- 住民サービス課長（北川正敏君） まずは、ケアマネといえますか職員の関係なんですけれども。ケアマネが辞めているという話は、僕のところにはまだ情報が入っていないので。その情報は、直接施設で聞かれたんでしょうか。
- 委員（黒島竹満君） 働いている人に。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 職員から聞いたということ。
- 委員（黒島竹満君） そうそう。
- 住民サービス課長（北川正敏君） ちょっと入っていない状況です。すみません。
- 委員（黒島竹満君） だから、結局9人入ってるって言ってたけども、もうその時点ではない状況だという話だけ。職員だからまさかでたらめなこと言わないべ。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。
- 委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 2日の日に1人と、4日の日に3人出ていまして、昨日で2人という話、9日の予定ですという話は聞いてましたので。特養のほうも昨日の段階で6名、7名受け入れているという話はしてましたので。
- 委員（黒島竹満君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 黒島委員。
- 委員（黒島竹満君） 特養のほうは残っているというのは聞いてるんだけど。ただ、グループホームだけはあんたたち報告した時点ではもういないという話だったから。だからどうなってるのかなということですよ。
- あとは、最終的におそらく条件はあるはずだから、事業者が決定するときの条件というのは必ずあるはずだから。それは最後まで付きまとうはずだから、それがどういうふうになってるのっていうことさ。
- 保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。
- 委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（戸田 淳君） ただ今のすまいるの募集のときの条件ということですが、今資料のほうがございませんでしたので、午後から保健福祉課の報告がある際に用意してきたいと思いますが、要件についてはこれから事業を進める上での要件については、こういう条件でということを書いたと思うんですが。
- 先日の委員会の後も確認したんですけども、もし事業を譲渡する場合だとか辞める場合だとか、そういったことについての応募用件には入っていないということで、あくまで施設を整備して事業をするので、その補助金が入っているということで財産を処分するに当たっては厚生労働省で基準のある財産処分で補助金の返還ですとか、そういったものがありますよという補助金のほうでの要件はあるんですけども、町の応募用件の中には含まれていなかったというふうに理解してございます。
- 午後からちょっと資料を用意してきたいと思います。
- 委員（黒島竹満君） 分かりました。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 経営できないということが、中身を見れば運営できないから経営できないという話だから。その運営できないの中に人材の部分があるから、ケアマネもきつともういないと思うんですよね。いなくても減算で運営はできるけれども。

要するに、人がいなくて年末年始に休暇をとらせるときにでも、回らなくなっちゃうから。年末年始も今継続している人たちも休ませなきゃならないと思うんですね。だからそういった部分、今度強制的に働かせれば労基法違反になるし、だから支援とか援助、介護のできない状況に陥るから、事業者のほうで行き先を先に確保してしまうと。そういう選択肢を事業者がしたというのが実情だと思うんですよね。だから、経営の譲渡できるできないというのは、また別な問題で。

結局、介護施設なのに介護できないというところから、今、すまいるにおいておけば、ある程度利用者さんのサービスが著しく低下するからという判断だと思うんですね。だから、それを優先して今やっている状況で、そういうことからするといろいろ難しい部分があるにしても、最低限の介護だけはしてるのかなという部分は状況的に見て分かるような気がするんです。

ただ、そういうなかで佐藤委員さんが言うように、新たに譲渡して経営するとなったときに、利用者さんを最初から見つけるということになると、逆に言えば経営譲渡のほうがハードルが高くて、なかなかいかないなという部分もあるのでね。最低限、経営譲渡できないという場合は事業者の責任において補助の部分をやらざるを得ないんだろうけども、だろうけどもね、黒島委員の言うように公募かけたときに要件がいろいろあって、選考する上での、プロポーザルかけてるからいろいろ条件があって、自分のところはこういう運営をしますよということをやって選定したわけだ。

だけど、その選定された人が、事業者ができない、自分で運営できない人が事業者を選ぶ。それもちょっとどうかなと思うんだよね。だって運営できないような事業者が業者を選定するわけだから。だからいろいろと、実際、財産権とかのそういう問題があるから、実質そういうふうにするだけけれども。万が一できなかったときに、ある程度もう一度、事業者がどういうふうに公募しているのか、事業者を探してるのか分からないけども、やっぱり早いうちに駄目なら駄目だと、そしたら一度、町内、町外含めてもう一度、大々的にというわけではないけれども、町も関与して公募かけるというようなことをしないと。そして、それでも駄目だったらどうしようもないみたいな状況になるんだろうけれども。

結局、そのときの公募に他の2社も入ってるわけだ。今その人たちに声をかかっているかどうかは分からないけども、その他の地域の部分もあるから、ある程度事業がやれるというか、思うのであればそういうことも必要だなと。

ただもう一つ、もともと平成が終わって令和の時代に地域でグループホーム無理だなと、あるいは住宅型の有料老人ホーム併設してやるのも利用者の確保することが無理だなという判断も、その前段でしなきゃ駄目だと思うんだよね。できるのであれば公募かければいいし、できないという部分もあればやめてもいいんだけど、今の八雲町の高齢者の福祉計画ではどうなってるかといったら、計画上あくまでもグループホームを地域でやりま

すよ、有料老人ホームもありますよというふうには計画になってるわけだから。駄目なら駄目で町の方針としてその計画変更するなりしていく、そしてその公募もしないとか。

だから今の部分だったら、すまいるのほうでは事業をやらないというけれども、町の計画の中ではやることになってるわけだし、そのすまいるを業者選定したのも町だから、最終的にはもう一度公募するということもあり得るといえる。ただ、当初の、7年前に計画を立てたときの地域のシュミレーションというか、ニーズの取り方も含めてあるんだろうけれども、一つ大きく変わってるのは、くまいし荘が増築をしましたよと。そのグループホームを計画するときにくまいし荘さんの増築ということはカウントされていないような気がしていたものだから、その分30床だから、結構ダブってるんですよ。9と20だから。

だから、その分くまいし荘にいてるわけだから、結局、経営できないような状況になるというのは、町の高齢者の人員のシュミレーションからいくと、ピタッとマッチするんだよね。

だから、その辺も含めてやっぱり計画変更するときには全体の需要だとか、需要というのは利用者の利用もあるけれども、サービスの提供をする側の職員の需要も、結局、競争しながら切磋琢磨して、こっちいったらあっちいない、だからくまいし荘さんも職員がいなかったわけだ。だから、その辺も考えていけば、やめることが逆に言えばくまいし荘の30床がこれからどんどん働き手が減っていくときに、安定的経営ができるのかなという部分もあると思うんですよ。それで、一遍に30床入んなかったから、法人の話だから言えないけれども、なかなか右肩上がりでは経営できないというのは常識だから。

だから、ある程度その入れない部分、すぐ入らない、建物は建てたけれども運営できない、稼働しないといったらその部分がマイナスになってるから内部留保とかも使っていくだろうし、新たな運転資金ということもちょっとなるとか、そういうのもやってきたんだけど。結局、また継続になるとその部分がどっかにくるのでね。だから、その辺の戦略の立て方をしっかりして、もしも事業者の選択のなかで、すまいるさんが事業者を見つけてきてやるというのであれば、それはそれでいいんだけど。

それがかなわなかったときに、町のほうの方針というか考え方を、やめるならやめる、もう一回公募して挑戦してみる、でもこなかったらまたやめると。でも、その公募する前にもう一回立ち止まって職員の確保できるような地域なのかとか、利用者の今後20年くらいやっていけそうな需要があるのかというのを、もう一回検討しなければならないし。

もう一つは、国保病院の関係も結局連動していくんですよ。国保病院のほうに今もグループホームに一人行ってますよという話をしていましたけれども、くまいし荘からも行くわけだ。それで今、50ベットくらいで50から60回転させてるから供給してるけれども、あそこおそらく、今日やるのかなと思うけれども、サテライトかなにかで20くらいに圧縮するんだなって、逆に言えば30くらいの需要は福祉施設にくるから。その辺も絡めて、黒島委員もいろんな課とかも事前に調査しなさいという部分の中に、そういう医療と福祉の需要の部分も含めて判断してほしいなど。それでその辺、結局早いうちにきつと来ると思うんだよね。すまいるさんも補助金の関係もあるから。

だから事前に、今から課のほうで見込みというものをやって、断念するものは断念する。断念するけれどもそれは逆に、今あるくまいし荘さんという施設を守ったり、地域の高齢

者の安心安全を保つだとか、病院との関係だとかその辺をちょっとやりつつ、計画の見直しにも影響していかなきゃならないと思うから。そういう部分でもう少し判断するための、判断をする調査をしてほしいなという。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 千葉委員がおっしゃるとおり非常に複雑といいますか、国保病院も含めて地域の福祉どうするんだという話はしなきゃいけないというふうに思っております。

たしかに、くまいし荘がベット数を増やす前にグループホームがあったものですから、それぞれで職員の確保に苦慮してたんだと思います。くまいし荘のほうも当初50床から80床に増やしたときも、すぐに80全部動かせるわけじゃなくて、職員数が足りなくて1年くらいはフルに動けない状態だったようなので、その辺も含めてさっき言っていました介護保険事業計画もありますので、早急にこの次どうするかということは考えていきたいなと。

ただ、熊石地域にはグループホームは特養だったりで変わりはあるんですけども、有料老人ホームみたいところは、独居の高齢者が増えてきている段階で、一人で自宅にいないというような人たちが利用せざるを得ない施設なものですから、その辺の課題が難しいというふうに今のところ感じておりますので、その辺のことも含めてどうするかということは、保健福祉課と一緒に、国保病院も含めながら早急に考えていきたいというふうに思っております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） その辺も今のすまいるさんというか、すまいるの熊石のホームの主体はグループホームだから、儲かるというか、経営の根幹のところはそこから介護報酬、そこしか入らないから、住宅有料老人ホームは個人の負担の部分だからね。そのところをどっちも事業継続者が見つからなかったときに、建物だけは償還はすまいるさんがすると思うんだけど、建物をそのまま放置するというか、権利もすまいるさんが持っているままだから、その辺の関係を今度譲渡してもらおうとか、例えば5年間なら5年間賃借してもらおうとかいって、有料老人ホームだけ5年間やってもらおうとか、いろいろ方法があると思うんだわ。そういうニーズがあるんであればね。

ただ、それだってなかなか有料老人ホームだけを運営するというは、ほとんど難しい側面もあるから、その辺がやっぱり町の、それが本当に必要であれば運営費の一部を補助するだとかも出てくるだろうし。どういう方法があるのかという部分からすると、あそこを空家のまま利用させないという方法も、方法の中でやっぱり必要なニーズが何であるのかということに対する、また別途のやり方で公募しなきゃなんないと思うんだわ。だから、すまいるさんはすまいるさんの事業者としての責任があるかも分からないけれども、町は町としてそういう介護の地域の部分での責任を持って計画を作っていくから、その辺ももう少しひねればやれることとかできることってあるかもわからないから。あと5人の定員が必要なのか10人なのかという部分も、こじんまりすればこじんまりで、それほど補助しなくても

できるような運営体を作れるかも分からないし、その辺はいろいろと地域の資源の中でできるような模索っていうのを協議できればしていきたいと思うし。

老人のほうでは協議会持ってるからさ、施設の老人福祉の協議会を持ってるんですよ、八雲は。特養さんと3、4年前くらいに作っていて、ほとんど最初の年、作っただけしかあれなもんだから、やっぱりそういう有料老人ホームの部分があるのであれば、個別にいくんじやなくて協議会の人たちに集まってもらってやっていくというか、逆に言えばフェアというかというような部分もあるので、その辺も含めて協議会に言って、協議会のほうでできるところとかできないところとか、町のほうで調整すれば難しい部分だけけれども、自分たちで団体あるのであれば団体の中で協議してもらえればえこひいきにならない部分も出てくるのかなと思うので、工夫しながらその場面その場面で考えてほしいなど。

○委員長（赤井睦美君） いいですか答弁。

それではなるべくすまいるさんと情報共有をしっかりとしながら、情報待ちではなくて積極的に関わって行ってください。

（保健福祉課長 戸田淳君 退室）

◎ 報告事項（3）合葬墓の整備について

○委員長（赤井睦美君） それでは次に、合葬墓の整備についてよろしくお願ひいたします。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 合葬墓の整備についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

基本的にお墓の継承は、子どもや兄弟など親族に受け継がれていくことが一般的ではありますが、近年では近親者が都会に移り住み、生まれ育った地元には高齢者夫婦、親だったり単身世帯などといって、お墓の継承者がいないという人が増加しております。これらの社会環境変化に対応するために、八雲地域では既に平成28年の7月から共用開始されておりますけれども、熊石地域においても令和2年度に合葬墓を整備したいと考えているところであります。

整備しようとしている大きさですが、300体程度の焼骨が埋葬可能な規模と考えているところで、整備場所ですけれども、資料はちょっと写真だけで分かりづらいんですけども、熊石斎場の敷地内に位牌堂というものが建ってるんですけども、その横のスペースに設置をしようかというふうに今のところ計画しているところです。

以上が、合葬墓の整備についての説明です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 前段で教育委員会のほうから成人式の合同というのはあったけれども、やっぱりお墓くらいは八雲にもあるから熊石にも早く作って、やっぱり馴染みのある日

本海の風が薫るようなところに早く作ってほしいと思うんですけれども。これは、次年度の予算でやるということでもいいのでしょうか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 今、予算要求時期になりまして次年度の要望に上げている段階で、予算額なんですけれども、お墓ってピンキリあるものですから、まだ確定はしていないで調整中ということで。

いずれにしても、来年度のお盆前には設置できたらいいなというふうには今のところ考えております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） あまり需要がないのかなって思っていたんだけど、八雲の部分も。うちもちょっと関係があったもんだから、7体くらい一気に合葬墓に手続きした部分があるんだけど。今年合同で供養したんだけど、家族も結構来て、40人くらいも来てさ、お盆に供養するというか。だから、今どのくらい八雲町で入ってるのかよく分からないけれども、結構な需要があるのでね、できるだけみすぼらしいような、まあ、ピンキリあるとは思っているんだけど、できれば町が建てる合葬墓だからそこそこのを頑張って要求して、みすぼらしいようなものじゃないようにしてほしいなと思います。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 僕も実はというと合葬墓を作ってもはたして熊石、昔からそういうお墓を継承するというような古い感じの考え方なので、ないのかなと思っていたんですけれども。八雲の状況を聞いたら、これは9月くらいの段階なんですけれども、焼骨で墓じまいしたもので68件が既に入っていると。そのほかに焼骨分、亡くなってそのまま入ったところと24件あって、92件既に入っていると。それで生前予約も取れるということで、その部分が47件既に申し込みがあるということで、全体でも140件分は需要といったらあれなんですけれども、あるということです。

八雲地域でもそうであれば当然、熊石地域は家族が都会に行って、年に2、3件は改葬で、自分の近くにお骨を持ってきたいだとかっていう話で、改葬が2、3件は必ずあるんですよ。そのなかで地元でこういう合葬墓があればもしかしたら持っていかないで、そこに納骨して、自分たちの来れるときに来て供養するのかなと思いますので。

是非、さっきピンキリとは言いましたけれども、みすぼらしくないそれなりのもので作っていきたいと考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 管理はどういうふうを考えているの。指定管理ということで考えるの。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 八雲地域の部分は委託しているということでやっているんですけども、熊石地域のほうも委託を考えております。納骨をするときの委託と違いますか。できれば、熊石地域のどなたかにやってもらえたらなと思っております。今ちょっと何件か当たりは付けてるんですけども、まだ決定していないものですからどういうふうになるかは分からないんですけども。いずれにしても八雲方式を入れてやっていきたいと考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問やご意見はございませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） はい。斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 建設しても一気にたくさん入らないと思うんですけども、やっぱり地域の要望を聞きますと、あったほうが便利だ、将来的に考えなければならないと。こういうような声が多々あるので、是非とも良いものを作っただけならばと、このように思います。

○委員長（赤井睦美君） よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ次、放課後子ども対策事業についてよろしく願いいたします。

◎ 報告事項（４）放課後子ども対策事業について

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 放課後子ども教室について説明いたします。

資料2をご覧ください。

この事業は9月の定例会において、熊石地域にも学童保育所の設置をというような声があったことから、現在、来年度の実施に向けて計画している事業でございます。

まず、これまでの経過として熊石地域の学童保育所は、放課後に子どもが一人で過ごさなければならないということに不安を感じている共働き家庭の保護者が中心となり、保護者自らが平成19年度に開設しておりました。しかし、利用児童の減少だったり、指導者の確保が困難なことから27年3月をもって活動を休止しているという状況です。平成28年度には、少年少女ゆめ議会だったり第4回定例会の中で、27年1月に開設しました「ふれあい交流センターくまいし館」を一般開放して、子ども達でも気軽に利用できるような工夫するようという指摘がされたところでありましたけれども、当時常駐する管理人がいなかったために要望にはなかなか応えられなかった状況でした。

その後、当時の管理人が高齢であったことから再三公募するわけですが、なかなか応募者が集まらないといえますか、なかった状態が続いていたことから、今年度から熊石高齢者事業団の事務局をくまいし館に移転、常駐してもらい、管理人業務を委託することとして、一般開放を可能とした上で、子ども達が学校帰りや長期休暇、夏休み冬休みにも気軽に

立ち寄れるようにしたところでありました。しかし、スクールバスを運行している関係で、子ども達全員が気軽にというような状況ではないというところです。

それで、前回の9月定例会だったり一部の保護者からも、それであれば行政が主導で放課後に安心して過ごせる学童保育を復活できないのかという要望をいただいております。その際には大変心苦しかったんですけども、やはり町が主導して学童保育の運営をとということになると、児童福祉法だったり町条例の規定によって、指導者は2名以上配置し、なおかつ保育士だったり社会福祉士、教員等の免許を有している有資格者がいるという要件があることから、熊石地域での指導者の確保には課題がある旨の答弁しかできていなかったということでもあります。

その後、9月定例会が終わった後に住民生活課に音頭をとってもらいまして、学校教育課だったり社会教育課だったり教育委員会とも連携をして打ち合わせをいたしました。子どもの居場所づくりについてということで協議するなかで、学童保育は、有資格者の指導者が保護者によって生活をする場を提供する預かり事業などに対して、1ページの下段の表のとおり、放課後子ども教室には資格要件がなくて、地域の大人が見守るなか、子ども達が自主的に過ごす居場所の提供事業となるため、熊石地域での課題となる指導者の確保も可能ではということで、まずはニーズ調査をしますかというふうになりました。

資料の2ページ目なんですけれども、ニーズ調査は熊石小学校の他に相沼、熊石両保育園の年長児の保護者を対象に実施いたしまして、10月23日に調査票を配布して、期限が短かったんですけども29日までに52名分を回収しております。

回答結果の概要ですけれども、先ほどの放課後子ども教室と学童保育所の違いというところをアンケートの中に入れておりまして、それを理解したうえで放課後子ども教室の利用割合は8割以上占めているという状況でした。

利用希望日数としても、2、3日程度を利用させたいという保護者が多かったんですけども、毎日を希望しているという保護者も3割程度おられました。

このことから、元年度からくまいし館を一般開放して、子どもも気軽に立ち寄れるような場所というふうにしてたんですけども、来年度からは放課後子ども対策事業として、より安全に配慮したかたちで、見守りスタッフを配置し、放課後の子どもの居場所を提供するようになりたいなど。それとともに、町内会だったり老人クラブだったりの団体との連携をとったり、経験豊富な高齢者の協力を得ながら、各種教室、行事だったりプログラムを開催していきたいというふうに考えております。

最後に事業の概要ですけれども、居場所の提供として見守り事業と、各種教室として2本立ての事業を考えています。

まずは居場所の提供のほうですけれども、利用できる児童は保険の関係から事前に登録された児童にしたいというふうに考えております。場所はくまいし館として、開設は学校のある平日は放課後から5時くらいまで。それと、夏休みなどの長期休業のときは9時から17時を予定して考えております。

参加費用ですけれども保険料として年間800円程度、プラスアルファ若干あるかもしれませんが見込んでおりまして、見守りスタッフは今のところ高齢者事業団にお願いしようかなというふうに考えております。

それと、先ほどちらっと説明したんですけれども、やはり相沼方面の子ども達がなかなか行けない、通えないということで、送迎を、今小学校からの送迎がスクールバス帰り2回、低学年と高学年ということで2回出てるんですけれども、それを3回に増やして運行することによって、帰りのことを気にしないでそのまま学校からくまいし館に行ってもらって、友達だったり先輩後輩と一緒に遊べるような居場所を作っていきたいというふうに考えております。

次に、各種教室のほうですけれども、こちらは先ほどは居場所、見守り事業なんですけれども、こちらは遊びと学びの場を提供しようかというふうに考えているところです。見守り事業のほうは子ども達の自主性に任せた活動ですけれども、こちらのほうは先ほど言いました団体だったり、事業に賛同する個人の方の協力を得ながら、教室、プログラムを提供しようと考えております。

利用できる子どもは、プログラムごとに事前に申し込んでいただいて、理想は週1回程度できればいいかなと思ってるんですけれども、まずは月数回できればいいかなというふうに考えているところがございます。学童保育所の実施は厳しい状況なんですけれども、まずはこの学童に変わる事業として、放課後子ども対策事業ということをおとりの計画しているところです。

以上、説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） はい。斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 僕も学童保育のことについて、2、3、子どもを持っている親と話しをしたことがあるんですけれども、やはりお金が1万円以上かかるのではないだろうかということで、なかなか厳しいよねという話を承っておりました。

そういう部分もうちょっと町は何とかならないのかと、こういう話もあったんですけれども、今回見守り隊で自由に使えるということで。こちらのほうがお金がほとんどかからないような状況になるんですけれども、そちらのほうが父兄とすればやってみればいいのかという話もありました。

ただ、これまで食生活改善協議会ですか、ああいうところも子ども達にご飯の提供したりなんたりした、そういう活動をしてるんだけど、こういう場合もそういうことが対象になっていけるものなのかな。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 先ほど言いました、食生活改善協議会が2年前から子ども食堂ということで、子ども達を集めて計算された栄養価のあるものを自分たちで作って自分たちで食べようということをやっておりますけれども。そういうプログラムなんかも各種教室のほうで募集かけて参加する子ども達を募って、見守り事業のほうに来ている子ども達も当然一緒になってできるようにしていきたいと思うんですけれども。そんなことを月に1回、団体がやっているような行事を、子どもを対象にしているような行事で、子

ども達を集めるのに苦慮しているような団体もあると思いますので、そういうところに声をかけながら、この事業で一緒にやりませんかということをこれから協議していきたいというふうに思っております。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 高齢者事業団の方々が管理してくれるということで、結構な労力になるかと思うんですけども、子ども達のニーズも結構多いということで。その辺の話合いというのは、これ管理料だけでこちらのほうもまかなっていくということなんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 現在、高齢者事業団にはくまいし館の管理ということで、半日分といたしますか、1日4時間分の賃金相当を委託料として払ってるんですけども。そうすることによって、館の管理をする上で、必ず誰か一人いるということで。こちらのほうも一応同じような形式で、こっち専門で子どもを見てくれる高齢者といたしますか、理解のある人をお願いして、見守り事業なので、そこでおやつ作って提供するだとか宿題を教えるだとか一緒に何かをやって遊ぶだとか、できる範囲でやってもらえればそれは構わないんですけども、それまでは強要しようとは思っていないので。

ただ、喧嘩してたら仲裁に入るだとか危ないことをしていたらやめなさいというような見守りをお願いできるような人材を確保してもらって、委託しようかなというふうに思っております。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 放課後健全育成事業というのは補助対象事業だから、2種の許可だけを受けて補助対象にしなきゃならないという。それで、利用者もたしか人数によって2段階になっていて、障がいの部分で加算の配置とかというのが前だったんだけど、今は変化してると思うんだけど。この部分からすると、そっちのほうは厚労省ですよ。こっこの教室というのは、どこの所管の事業なんですか。あるいはどういう補助制度というのがあ

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 先ほど言われたとおり、学童保育が厚労省が所管していて、補助金だったりも厚労省から出ているという状況なんですけれども、こちらの放課後子ども教室といわれているのは、文科省の事業ということで。八雲地域でもワクワク教室というようなもので、週1回、学童に行っていない子どもなのかな、申し込みをすると週2回

何かしらプログラムを提供して遊んでいるというか、学習しているというような事業なんですけれども、それと同じようなかたちの事業になります。

国のほうは子どもとといいますか、の支援策として厚労省だ文科省だという2本立てで一応動いてるんですけども、できれば一緒にとといいますか、学童保育に通っている子が放課後子ども教室に行けないだとかプログラムに参加できないだとかということがないように、できるのであれば調整して一緒にできる体制をとったほうがいいよという指導とといいますか、状況です。

それでうちのほうは、学童保育はいろんな要件があってできないというか厳しいということで、放課後子ども教室のほうでやっていきたいなと思ってるんですけども、やはり補助金をもらうにはそれなり要件というものがあまして、運営委員会を作ったりだとか、関係者、コーディネーターみたいな人を置きなさいだとか、いろんなそっちはそっちでハードルがあるものですから、まずは来年度、とりあえずっていったらあれですけども、これで始めてみて、この後保護者だったり学校だったり関係団体を巻き込みながら、そういう組織とといいますか、受け皿を作って補助申請に向けていきたいなというふうに思っております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 要するに、はっきり文科省の教室ですから文科省の部分だけでも、補助対象の事業としてやるんじゃないかと、まずは単費の中で運営して、その運営の中で規程類だとか、運営委員会を設置して運営委員長の基に、まあ、運営委員会でもいいだろうし、社会福祉法人でもいいしNPO法人でもいいけども、法人格を持った運営部隊を作らなきゃいけないですよ。もうやっているとあるから、法人になったら。

だから、一番やりやすいのは、やりやすいというか簡素な方法は運営委員会を設置してやればいんだけど。まあ、1年か2年は単費でやるというのはいいんですけども、いいんだけど見守りだけの人を高齢者事業団にやってるんだよね。それで保険は掛けますよって言って、要は実施主体も町になって責任も町で、運営主体ができるまでは町が責任を持ってやるという理解でよろしいですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） まさに学童保育を設置できないかという話をされていたときには、誰かが組織を作って運営をしてくれれば、町として補助だったり支援はできますよというような回答をずっとしてきてたんですけども。

今回、9月定例会のときにもっと知恵絞れだとか、町が主体的になれだとかってというような話しもされてましたので、とりあえずまずは町で始めて、どうやってうまく転がしていったらあれですけども、運営していくかというモデルを作りつつ、それを運営委員会だったり保護者中心の組織に渡して行って、いずれ町がバックアップとといいますか、支援というようなかたちに持っていければなというふうに思っております。ですので、できれば早くそういうものを立ち上げて、地域で子ども達を見守る体制というか、そういうものを作っていければなと思っております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 八雲も元々、今の富士見町に民家を借りて父母の人たち何人かで放課後の見守りというか、一人か二人の父母がよその子ども見てという感じから始まった中で、一人専任で保育士さんの経験者の方が一人いてという感じに変化しながらもやってたんだけれども。結局、補助対象事業じゃないから、利用者負担も取りながら年2回バザーをやって運営してたんですね。それで、全然人数が多くなってきたからということで、建物だけ相生町の相生児童館のところにもまずやってしたんだけれども、まだそのときも父母会でやってたんだよね。お金も若干、移転と同時に町からも50万とか60万くらいくれてたんだわ。でもそれだけじゃ足りないもんだから、当然、利用者負担とまたバザーやってたんだけれども、ギリギリの状態、長期の休業中のときはタダ働きみたいな感じでやってたから。

それでも、父母じゃないんだけれども、でまかせ父母で役員になって、それで運営委員会を作って、定款を作って運営委員会を設置して、補助申請の対象にして2種の部分も許可ももらってやってきたから、学童保育の部分は分かるんだけれども。

そういうなかで2年間なら2年間、今、町が直営というわけではないけれどもやる部分で、その間だけは高齢者事業団に委託かけるというのは、また別個で補助出すということではないんですね。今までの管理委託料だけでやるんじゃないで、4時間だよと、でもこれだったら長時間とかあるから、その辺の委託料の最終的な、予算の関係もあるけどもいくらというのは今断言できない部分はあるのかも分からないけれども。どのくらい委託料で見守りの人件費の部分で出て、各種共通だとか、行事、プログラムの部分をいくら見るのかという部分で。

それがどれくらい今直営でやって、単費でやるわけだから、どれくらいの積算をしてるのかということと、逆に補助事業の対象になったときには、どれくらいの、これ見たら実質の利用者数でやるのか登録でなるのかちょっとルールが分からないからあれなんだけれども、どれくらいの補助の対象の事業になるんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 事業費のほうなんですけど、これも今まだ試算段階ですけども、先ほど言ったようにくまいし館の委託は委託でこれまでどおり出すんですけども、こちらのほうも同じくらいの額。今、館の委託で170万くらい出してますので、おそらく同じくらいの人件費相当かかるのかなというふうに考えております。

それと、各種教室のほうですけども、基本的に今まで団体がやっていたような行事に子ども達が入り込むというようなスタイルをとっていかうかなと思っていますので、基本的に今のところあまりお金をかけないといいますか、どれくらいかかるのかというのも想定できないものですから。まずは団体におんぶにだっこっていったらあれですけども、お願いしつつやってみて、さらに次の年度あたりにどういうふうにした方がいいのか、それを保護者の負担にするだとか町で持つだとかっていうことは出てくると思うんですけども、そっちのほうは若干の消耗品くらいしか見ておりません。

それと補助事業なんですけども、運営団体だったり組織されれば可能なんですけども、おそらく3、40万くらいが出れば精一杯じゃないかなと試算しておりました。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 二点あって、一つは、やればやっただ教室と健全育成の違いは説明するんだけど、やれば父母というのは質の向上みたいな、ただ遊ばせておだけじゃないというような要望が出てくるんだよね。

だから、ある程度その辺の、例えば今 170 万見守りの人にかかりますよとって、30 万を補助見込めますよと。それで 30 万で質の向上でコーディネーターの人の部分っていうんだけど、意外と 30 万では収まらないような状況になってくると思うんですよ。

それで八雲の今 3 つやってんだけど、ずっとこの 4 年 5 年くらい、どんどんどんどん単費が増えてるから、あんまり遠慮しないでこっちの比較すればね、凄いですよ。補助の事業の額以上に単費で出してるんだわ、利用者の負担は 1 万くらいだけでも。こっちは利用者から負担を貰わないからいいってことじゃなくて、例えば貰ったから貰わないからって、利用者負担があるからないからということじゃなくて、それを学童としてやれなかったら差し引きしてもらってさ。差し引きというのは、その分総事業費 100 万円あって補助事業で 30 万あって利用者負担あって 10 万として 40 万ですよ、残り単費で 60 万ですよ。1 事業に 60 万円貰えるんだったらなんぼとかいう部分あるけど。1 か所しかないから、細いわけだから、移行するときにね、団体とか運営委員会を移行するときにやっぱりそれなりのコーディネーターさんを求められちゃうんだわ、絶対。

だからその辺、初年度だとかそういう部分はこのやり方でいいけども、補助事業やるにはやっぱり 30 万円の補助が増えるから予算の範囲ってことでなくて、形態が変わるわけだから、だからその辺の上積みも検討しながらやらないと。コーディネーターそのものが見つからなくなってくるから、その辺ちょっと今の段階から、事業をやるのであれば始めるときにそういうような中長期計画を持ってやるからっていうことを財政当局に認めてもらってやらなければ。単に 30 万貰って運営主体でやりますっていても、できないよね。

何とか最初が肝心だから最初の内からその辺の確保をするってわけじゃないけれども、想定とか要求の中で中期の事業計画に入れるようなかたちにしていかないと。30 万貰ったから 200 万で 3 年後いいんですよってことにならないから。300 万くらいだとかにするようなかたちでやらないと、人数じゃないんだよね。利用するとか、質の問題だけは追及されるんでね。その辺考えているのかなって思って、どうなんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） おっしゃるとおり、おそらく僕も質といいますか、見守りの場所だよ、居場所の提供事業だよっていうふうに言ったとしても、やっぱり保護者の気持ちとしてみると、学童保育とそんない見た目が変わらないもんですから、おそらく、多分って言ったならあれですけど、例えば宿題を見てやってだとか、何か遊びをやってだとかというのはきっと出てくるのかなとは思っているんですけども。

いずれにしても、その辺も保護者と協議しながら、ここまでうちはできます、ここからはできないけどどうしましょう、何か知恵ないですかというような話し合いを含めて、来年1年はそういうふうな状況が繰り返されていくのかなというふうに思っています。

その後、そういう話し合いをしていくと運営協議会みたいな組織作りにも繋がっていくような気がしますので。お金をかければいいというものでもないんですけれども、なるべくお金をかけないで良いものというようなものを目指していきたいなと思っております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） たしかに見守りって言うんだけど、学童のときもそうだったんだけど、障がいを持った子ども達を対応どうするんですかって言ったときに、やっぱり専属の職員の配置というか、その子どもに合ったサービスの提供をしていかないと。できないから、予算がないからできませんよというふうに抜けるのか、逆に合理的配慮っていう差別解消法があるから、受け入れるということになれば、やっぱり一定程度の部分をしていかなければならないし。実際に身体の部分もあるけども、精神的な部分とか発達障がいとか、年々精神障がいのほうだけ人数、児童も増えてるんですよ。

だから、これくらいの利用者数の推移がいれば、その年度とか3年くらいはいないかも分らないけども、10年スパンを見たらいるかなということも想定しなきゃならないし。なかなかね、対応できないから駄目ですよっていう時代でもないし。地域福祉という部分の理念からすると、やっぱり対応していかなきゃならないのでね。

その辺も含めてコーディネーターだとか、コーディネーターが障がいの部分でも学習して対応するだとか出てくると思うですよ。だから安かろうじゃなくて、受けなきゃならないというそういうこともね、想定に入れざるを得ない時代になってきてるから。

要求するものは要求するし、サービスの提供する部分は提供するという部分をしっかりやっていかないと、ただ見守りということだけでは時として、場面としては出てくるのが実態なので、その辺ちょっと障がい対応の部分も少しは片隅に入れて予算要求、いない年はいけれども。ただこれね、いる年だけにすぐ対応するかっていったらできないんですよ。

だからこそやっぱりコーディネーターの予算とかを出して、そういう今年きたとか、突然障がい、児童の部分とかで親もそうなんだけど、自分の子どもが障がいをいつ認めるかとか、自分で納得するかと、親が納得するかとっていう部分が、0歳児のときにそういうふうな人もあるし、ずっと障がいの程度が軽いときに小学校の3、4年生まで引っ張って、やっとそういう判定を受けるという事例もあるから、なかなかその辺デリケートな問題なんですよ。

その辺あるもんだから、コーディネーターの部分は一定程度、障がいの認定を受けたからどうだという対応は非常に難しいから、一定程度恒常的に作っていくようなかたちにするためには、やっぱり専門的な、できれば継続した人を配置するという。素人でもいいんですけども、研修に出すとかさ、それをやりつつ、たまたまこの年度は障がいの人も入りますよってやっていかないと、実際に受け入れることができないんだわ。

だから、受け入れるという前提になれば、そういう運営委員会を作るときに、ある程度の有償のね、コーディネーターというものを配置していかないと、単に質の問題よりも逆に差別の問題になってくるので、ちょっと時期も含めて今から想定してほしいなど。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 大変良いお話を聞かせてもらいましたので、その辺も含めて検討といいますか、計画も作っていききたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 高齢者事業団と今計画して、事業団の話も出てるし事業団のほうに任せたいという考えがあるわけだから、事業団とはどんな話で進んでるんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長。住民サービス課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） この事業の概要をお話しておりまして、人材の確保といたしますか、できませんかということで、うちは何とかなりそうじゃないかというような話をしております。

それで、当初は専属で誰か一人ないし二人みたいな考え方もあったんですけども、やはり熊石地域は人材がいないというのが大きいところですし、であれば高齢者事業団にお願いをして必ず一人はいるようなかたち、人が変わったとしても一人は必ずいるようなかたちをとりたいなと思ひまして、高齢者事業団に打診しているというところです。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） じゃあ、事業団も大体やろうとしているんだね。

はい。わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければこれで終わります。社会教育課は放課後子ども教室何年もやっていますから、連携して是非良いものにしてください。お疲れ様です。

（住民サービス課長 北川正敏君 退室）

◎ 報告事項（５）令和元年度決算見込について

（熊石国保病院事務長 福原光一君 入室）

○委員長（赤井睦美君） それでは、国保病院の決算見込についてご報告よろしくお願ひいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） それでは10月末までの決算を基に作成しました、令和元年度決算見込について説明をいたします。レジュメをめぐっていただき、資料1をご覧ください。

はじめに、表上段の患者数です。入院患者数、延べ患者数で2万505人、1日平均56.2人、当初予算との比較は延べ患者数で72人、1日平均で1.8人の減、前年度比較では延べ患者数で2,134人、1日平均で5.9人の増と見込んでおります。病床の稼働率につきましては、56.7パーセント、前年度比較で5.9パーセントの増を見込んでおります。稼働病床数60床に対する稼働率の見込みは93.7パーセントと見込んでおります。

続きまして外来患者数です。1万6,462人、1日平均68.9人、当初予算比較は延べ患者数7,058人、1日平均で29.1人の減、前年度比較では1,259人、1日平均で4人の減を見込んでおります。表の③入院収益と④外来収益を合わせた、⑤診療収入の計は7億1,700万円で、当初予算比較では1億2,100万円の減を見込んでおります。減を見込む主な要因としましては、特に外来診療に係る減少見込みが大きく影響してございます。

1日当たりの外来患者単価は、当初予算額を上回ってはいるものの患者数の減が影響して収益を押し上げることができず、当初予算比較1億円を超える減収を見込んでいるところです。表のAの収益総計9億200万円、当初予算と比較しまして、1億2,000万円の減としてございます。

続きまして、費用の部です。⑨給与費は人員体制に大きな増減がないと見込み、予算より1億400万円減の4億3,700万円となり、医業収益に対する給与費の占める割合であります人件費比率は、予算執行額ベースで55.8パーセントと見込んでおります。⑩材料費は、医療用薬品、診療材料等で、患者数は減少しておりますが薬品費の減が図られず、ほぼ当初予算額を執行すると見込んでございます。医業収益に対する材料費の占める割合であります材料費比率は、37.1パーセントと高値を見込んでございます。⑪経費は、当初予算より2,800万円減の1億1,600万円としておりますが、前年度比較では、400万円の増と見込んでございます。B費用総計で9億3,000万円、当初予算対比で1億2,800万円の減と見込んでございます。C差引収支です。2,700万円の純損失、赤字決算を見込んでございます。表の1番下、Gの内部留保資金2億8,100万円で、前年度より400万円の減を見込んでおります。

以上、令和元年度の決算見込みの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて何か質問やご意見はありませんか。

○委員（関口正博君） すいません。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 患者数減の部分なんですけれども、理由としてはどのようなものと考えられておりますか。それと今後の、当然住民が健康であれば病院にかかる人なんていないんですけれども、この部分の考察というのはどのようなになっているんでしょうか。今の時点で。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 患者数の見込みにつきましては、入院患者数につきましては、夏場の患者数が大きく減少するということをご承知いただきまして、11月からの増の見込みで上方修正をさせていただきました。ですので、予算対比では723人の減となりますけれども、前年度と比較すると2,100人ほど上回ると見込んでございます。

問題なのは外来患者の減り具合なんですけれども、毎日の診療を見ておりまして、見た目では分かるほど患者数が減っているという状況であります。内科につきましてはですね、昨年医師が3月に入れ替わり、9月に更に入れ替わって、今は常勤医の体制になっているんですけれども、やはり医師の入れ替わりはですね、多少は患者さんの病院離れというのが多少進んでいるのかなという思惑はしております。

一方の外科につきましては、院長先生中心にですね、診療体制が充実しておりますので、内科で減った分といたしましてまた変な言い方ですけども、外科のほうでですね何とか患者数一定程度をですね、減に抑え込んでいるというそういった頑張りも見せておりますので。

これ以上ですね、大きく患者が増えるという見込みはしておりません。ただ、大事なのは今いる患者さんを大事に、そして今いる患者数を維持できるようにですね、診療体制の充実、また、もう一度ですね、接遇ですとかそういったところに立ち返ってですね、患者さんに適切な診療をできるようにですね、各セクションでミーティングを開いてですね、なんとか診療収益を維持していこうと、そういった話をしております。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（関口正博君） もう一ついいですか。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 見た目にも外来患者数が減ったという部分で、内科医のいろいろな事情も分かります。それで、この患者さんというのは熊石の場合には江差のほうに移っていると考えられますか、それともせたな、北桧山方面に移っていると考えられますか。その辺というのはどうでしょう。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 患者の熊石地域からの流出につきましては、やはり道立江差病院の外来のほうに、又は核家族化が進んでおりまして、高齢者の方は特に自分のご家族がいる函館札幌に引っ越してそこで療養を続けたいという、そういった診療情報提供書、紹介状を書いてですね、診療を続けるといった方も増えてございますので、江差、函館方面、また札幌方面にも患者さんが流出していると捉えております。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。ほかに質問。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 看護師体制については、今どのような状況ですか。

以前から派遣看護師等を利用したりしているのに変わらないのでしょうか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 看護師の数はですね、現在 24 人看護師が常勤であります。その内派遣看護師が 1 名、民間の派遣会社から紹介していただいて臨時雇用、期限付きの臨時雇用として 1 名ですので、派遣の看護師は 2 名勤務しております。22 名が正職員のうち 2 名が派遣看護師というふうに捉えております。

この派遣看護師を入れる要因は、やはり夜勤体制の人員の確保になります。夜勤はですね、常時 2 名の看護師が勤務にあたらなければならないことを考えると、最低限必要な看護師は 16 名と計算をさせていただきます。16 名いて、かつ祝日、あと病院のお休みの日に対応できる職員を入れるとですね、20 名は必ず必要な体制だと考えてますので、どうしても看護師募集を常にしているんですが、なかなか確保ができず派遣看護師に頼らざるを得ないということで、今は 2 名を雇用しているということでございます。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 思ったより派遣がそんなにいないんだなということで、ちょっと安心といったら変なんですけれども、もうちょっと派遣が多いのかなというふうに思っていたので、安定しているように受け止めました。決して安定ではないんでしょうけれども。

それとですね、看護師住宅というのは今全部埋まっているのかどうかお伺いいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 平成 26 年に建設しました看護師事務所、2 棟 4 戸の住宅ですけれどもすべて埋まっている状況です。うち 1 棟を派遣看護師が使用してございますが、ほぼほぼ空いているという状況ではなく常にフル稼働しているといった状況でございます。

○委員（佐藤智子君） 分かりました。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 決算見込だから純粋に決算の部分で、数字の部分だけでちょっと教えていただきたいんですけれども。収益の⑥のその他の医業収益、⑦の医業外収益、⑧の特別利益の部分で、前年度決算と今年度の部分の比較の中で、内訳それぞれ 3 つあるから、内訳を少し教えてください。具体的に、その他の医業収益はこういう、区分はわかるんですけども、もう少し科目で。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） まずですね、⑥その他医業収益になります。

その他医業収益につきましては、診療収入ほかのですね、健康診断ですとか、紹介状の文書料ですとか、そういったもののその他医業収益のほかにはですね、町からの繰入金、ルーラの繰入金が含まれております。金額までお話してもよろしかったでしょうか。

○委員（千葉 隆君） どのくらい。

○国保病院事務長（福原光一君） まずその他の部分で、⑥のその他の分の町からのルール分の繰入金は 4,900 万円ほどここに含まれてございます。そのほかにつきましては先ほどの健康診断等の収益になります。

⑦の医業外収益につきましては、診療収入以外の医業に関わらない収益になりますけども、大きなものは他会計、一般会計からの繰入金になります。これにつきましては、他会計負担金、他会計補助金と一般会計のルール分繰入金で約 2,000 万円ほどここで収益として見込んでございます。

⑧の特別利益です。これはルール外の、基準外の町からの繰入で、経営改善に示す部分の繰入になります。これにつきましては 8,000 万円ほど見込んでございます。昨年と比較しまして大きく減少見込んでございますが、昨年と比較しまして 3,500 万円ほどの減につきましては、昨年、退職給付金、退職職員がいて、それに伴う積立金を上げてたんですけども、退職に伴ってその積立金がもう充当しているわけですから、病院会計のほうに振り返るという操作をしました。それで現金収入は伴わないんですけども、数字の動きとして 3,400 万円ほど収入が多かったということになっております。今年度はその見込みがありませんので、基準外の 8,000 万円のみの特利益として見込んでございます。以上です。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

ほかに何かありませんか。もしありましたらまた後で言ってください。

◎ 報告事項（6）建替事業基本構想・基本計画について

○委員長（赤井睦美君） 次に、建替事業基本構想・基本計画について説明をお願いいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 建替事業基本構想・基本計画につきましては、現在も策定に向けまして内部検討委員会、各部署職員のワーキンググループの開催、院長協議、委託業者との協議、ヒアリングなどを誠意進めているところでございます。

来年 3 月に策定を行うわけですが、策定前に、基本構想に定める国保病院が将来担う役割と具体的な将来像について中間報告ではありますがご報告いたします。

資料 2 をお願いいたします。

資料の 1 は構想計画策定のために、病院委託業者で調査分析をしている項目です。主には将来人口予測、国の医療政策等の環境面、地域に求められている医療と取り組まなければならない医療についての課題の検証を行っているところです。

2 は三つの具体的なテーマを基に、将来における当院の役割を明確化してございます。

（1）は、何でも診て相談に乗れる身近な医師がいるかかりつけ病院の役割。

（2）は、住み慣れた熊石で、地域住民が安心して老いて満足して終焉を迎えられるよう、治し支える地域包括ケアシステムの中心的役割。

(3)は、急性期治療を経過した患者の受け入れ、在宅で療養している患者の受け入れ、在宅への復帰支援を目的に地域で機能分化を図り、主として八雲総合病院との連携を強化することとしてございます。

次に、3は当院が担う役割のために必要な規模と機能を具体的に示す必要がございます。現在もこの点につきましては、慎重に協議をしているところです。

(1)の病床数、(2)の病床機能は、事務局シュミレーションと委託業者によるシュミレーションを基に、現在も院長協議を継続してございます。

案がまとまり次第、内部の検討委員会に諮り、策定の方に定めることとしております。

記載のとおり現在の稼働病床数である60床をはじめ、50床、45床、40床で、機能として急性期、回復期、慢性期の機能を有したときの収益のシュミレーションをしてございます。

4は、収支シュミレーションを基に将来にわたっての収支見通しを作成しますが、投資が集中することで、収支が悪化すると見込んでございますが、健全な資金確保が図れるよう、改善プランの作成と損益分岐点を早期に設定できるよう職員一同努力が必要と考えてございます。

以上、簡単ではございますが、現在の基本構想・基本計画に取り組んでいる中間報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 一つね、なぜ建て替えるかというそもそも論なんだけれども。やっぱり熊石地域の病院を存続させるという、公立性だとか採算性ということになると、大きなお荷物的な総合病院を持つてるから、集約したほうがいいに決まってるんですね。でも、今ここで集約しないで、熊石地域に病院を地域医療の視点から残すといったときに、一番重要なのは、持続可能な病院にどういうふうに将来像をしっかりとって運営させるかというところが一番だと思うんですね。そのときに、役割とかはこういう感じになるのかなというのは分かるけれども、病床数ね、60とか40とか検討していますってその範囲なんだけれども。

将来の予測の部分見れば、先ほど外来者数の減少、要するにほかの地域からほとんど、長磯辺りからは来るかも分からないけれども。あとはほとんど期待できないというか、総合病院みたいにせたなとか、今金だとか、長万部から結構な利用者さんというか患者さんが来てくれるような病院とはエリアがちょっと、サービスを提供する、また利用してもらえる患者さんのエリアというのは限られてきてるから。その限られた中でも子どものところに行っちゃうとか、そういう状況がさらに進むし、総体的な人数も高齢者の増えてるけど、高齢者が増えるというか維持はするんだろうけどもどうなのかという部分はあるけど、全体的な減少数は皆さんが思っているよりもちょっと加速だと思うんですね。

ちょっと酷な言い方するけども、個人的にはサテライトで19くらいがいいんじゃないのかなって、はっきり言えば。そして、先ほど看護師さんも夜勤するためには二人体制でって、それを回すためにはこれだけの人数がいるって。

だけれども、ある程度サテライトにして職員の数を減ってても減らすというか、ような体制の部分だとか。先生たちも今、たしかに、熊石の先生たちは若干平均的にも八雲の先生よりも、院長先生とかも頑張ってると思うんだ、若いしね。でもやっぱりあと10年経ったら頑張るも、気持ちでは分かるんだけど年齢的な部分でなるから、結構入院患者の対応の負担というのは大きいと思うし。

そういうなかで収益はそんなにないけれども、ほかに行かないというためにはさ、やっぱり質の向上、さっきもちょっと違うとこで話したけれども、ある程度余裕を持っての体制の中でサービスしていったって、やっぱりここに建て替えて良かったなって、サービスもいいよって、看護師さん達も一定程度この規模だったら多いよ、というようなかたちの病院のイメージで戦略を立てたほうがいいのかなっていう気がしてならないですね。

病棟にも建設費がかかるし、その辺負担もあるんだけど、逆に空いてしまって光熱費だとかいろんな部分の費用がかさむよりも、建てたつもりを、建てた分のね、建設費の投入した部分だと思えば、少くも持ち出しというか先ほど言うように6、7、8の部分だって1億5,000万くらいしかないから。その辺の使い方をやっぱり考えていったほうが、考えていかないと、そのための建て替えだと思うんだよね。

これだったら今の現状の病床数と変わらないんだから。そんなプランなら駄目じゃないかなって思うんだよね。大胆にやっぱりその辺、20年後このくらいの人数だから、それまでの間は徹底して、人員多いかも分からないけども、サービスを良くして、それで熊石の病院はほかのサテライトの病院よりすごいサービスのいい病院だよというほうを目指して、その中で福祉系のところも、特養も80あるわけだから。悪く言えば重度の人しかいないからね、慢性期の人たちがそこにいるよって、それでちょっと急性期の人たちがこっちにいるよってというイメージの戦略のほうが、どっちも機能としては良いんじゃないのかなって思うんだけれども。

実際、急性期の維持って言うっても、現実的にさっき言ったように外科的な部分では急性期できるかも分からないけども、内科的な部分で急性期の部分に対応できないというのもあるから、当然回復期と慢性期の転換を図るんだけれども。

それにしても、くまいし荘の80と40だったら120人の確保するだけの、だってもうすまいるさんだってもたないんだよ。もたなくなってるわけだから。だからそういう部分でいうと20年、25年、30年先を見た部分での構想的にするなかで、病床数の部分はちょっとどうなのかなという。今でも看護師さん確保できないのに、どうやって20年後確保できるのか、担保なんて取れない実態になるんじゃないのかなって思うんだよね。その辺どうですかね。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 千葉委員おっしゃるとおりでございます。

現状はですね、大変厳しく将来を予測をしております。

まず、建て替えがなぜ必要かというところにつきましては、ただ単に施設が老朽化している、耐震が図られてない、スプリンクラーがないという、そういった意味合いのものではなく、なぜこの地域に医療が必要なのか、どこまで医療として提供していかなければならない

のかというところに立ち替わってですね、内部検討委員会、また職員のワーキンググループでですね、ちょっと話をしてございました。

それで、その中でまず指標になるのが、熊石地域の将来の予測人口です。現在は2,200人を切るような状況でございます。私のほうで国立社会保障人口問題研究所、社人研のデータを基に医療圏の人口減少の予測、また南桧山沿岸地域の人口予測の計数をちょっとはじいてですね、熊石地域に当てはめて、それを基にですね、職員と話し合いをしてございました。

そうしたときに、内部的な資料ではございますけれども、5年後の2025年では1,800人ほど、10年後の2030年では1,600人ほど、15年後の2035年は1,500人を切る状態で、20年後の2040年では1,200人と大きく減少傾向にあるのは免れないという状況です。

さらに、それに付随する高齢化率につきましても、現在4月の時点でも54パーセントを超えているという高い数値であると思えますけれども、将来的にも60パーセントを超えることはまず間違いないだろうと。そうしたときに、医療のニーズ、医療の需要がどこまであるかというところをですね、職員と色々な資料を基に話し合いました。

日本医師会のほうでですね、医療需要の推移を予測しているサイトがございまして、それを参考に推移を調べてですね、当院に当てはめていったときにですね、10年後の2030年では病床で46、20年後2040年では38という数字を出しました。

この基本構想・基本計画の策定につきましては、委託業者コンサル業者が入っておりますので、委託業者のシュミレーションもあわせて付け合わせながら進めたんですけれども、委託業者とほぼほぼ似たような数字を出すことができました。これを基に当院は病床が必要なのか、病院の規模はどれくらい必要なのか、医療をどういうふうを提供するのかという話し合いをですね、再度続けておりますけれども。今のこの状況、八雲地域と熊石地域の距離、主に高齢者が急性増悪したときにどうやって八雲総合病院に搬送できるのか。また、熊石の病院は沿岸の他の病院とですね、20キロから30キロ離れていると。やはり、これ急性増悪が発生したときには、定期的な通院を含めてですね、身体的、経済的にも負担が大きいのかなというふうに判断して、10年、15年、20年までは病院として病床を持つのが適当ではないかという判断に、今のところ至ってございます。

それも規模的にはですね、今、許可病床数99床、稼働病床60床で稼働しております。今日現在の入院者数が61人、60人を超えている状況ではありますけれども、この5年後くらいまでは、病床は50人前半で推移はするだろうと。

ただ、10年後につきましては、45あれば十分足りるというふうな見方をしてございます。もちろんその後、30年後には40人を切るという見込みをしてございます。プラス、医療需要の他に介護のニーズ、介護需要も医療とはまた逆に大きくなると見込んでます。その点につきましては、特別養護老人ホームくまいし荘の増床部分をあて込むと。ただ、医療ニーズがある以上は、少なくとも病床機能持ちたいという、そういった院長また病院の意向もございまして、少ない人数を賄える病床数をはじき出そうということでシュミレーションをしてございます。

私どもの内部資料では、45床と今のところ導き出して、まだ実は院長協議は行っておりません。それでコンサル業者からあがってきたものは45から40床という見込みをいただいております。委員がおっしゃりました19床の有床診療所的な運営につきましては、

なかなか5年10年の経営的には難しいだろうと。今の診療報酬を当てはめて熊石地域で運営していくには難しいと。

ですので、地域の医療のあり方、10年後15年後20年後を見据えたときに、病床を持った病院機能、それがかつ機能につきましても、急性期ではなく回復期、これを今我々が作り上げている基本構想でして、まだ院長協議は終わっておりませんが、病院を持つていくということでございます。

9月の末の厚労省の新聞報道でもあったとおり、再編統合もやはり求められています。国は強制的ではないと言っておりますけれども、この問題はこれからどんどんいろんなかたちを変えてでも問題定義されるのは間違いのないことだと思っております。

20年後30年後になると熊石の人口というのは、もちろん増加するわけでもないですし、どんどん減っていくのは目に見えてますけれども。そのときに、一番最適な医療のあり方でどうかって考えたときには、やはり八雲総合病院抜きにしては考えられないと。ですので、20年後30年後を見据えたときにはそういった病院の経営の仕方は十分考えられる、ただ、20年までは当院の病院機能として常勤医を据えたなかで医療を提供していきたいと、そういった内部の資料を作り上げてございます。

ただ、病院を建て替えるのはダウンサイジングはもちろん、機能分化ももちろんなんですけれども、やはり人がいないともちろん病院として維持できません。

今、当院の常勤医2名なんですけれども、院長が58歳でもう一人が66歳。それで看護師の平均年齢が、24人いますけど、41歳と10年後には50歳を超えると。ですので、病院の建て替え、機能的なものももちろん話し合っただけなんですけれども、人をどういうふうに確保するか、また今いる人をどのように維持していくかというのは、とても重要な問題と考えて同時に検討してございます。

ただ、昨今の事情もご存知のとおりですね、医療従事者というのはなかなか確保するのは大変難しい状況でありますので、将来見込まれる当院の職員の数をシュミレーションして、その中で無理のない運営ができる規模を話し合っていると。なるべく早く、年内中に院長協議に持って行って方向性を示せばなということ今話し合っている、そういった状況でございます。

○委員長（赤井睦美君） よろしいでしょうか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） そもそも論であれなただけど、今の日本の人口の部分で30年前に今頃を予測するのと、10年前に今頃を予測するのと大きく違ってるんですね。要は、統計で言えば人口の加速は日本は統計よりも早く進んでいるんだわ、実際。

それとコンサルのさ、統計とかで出す部分も、たしかに同じ数字が出るなっていうの分かる。そういうことからすると、同じ視点でやってるから同じになるんだけど。そもそもさっき言った人口の加速は、使ってる数値が違うからそれより厳しい状況を見て作らなきゃならないし、コンサルというのはさ、どこかの成功事例の病院でその中で後追いで方針を作るんだわ。だから今儲かるとかこれから儲かるためにやるということ、コンサルの部分は請け負った事業者に教えないんだよ。だから、今コンサルかけるときに、本当に未来

で儲かる、勝ち抜くというところは、そういう人たちの、これから儲かる事業者は絶対門外不出で経営方針だとか選択だとかは絶対教えないの。だから遅ればしの部分というのは大きいんだよね。

だから、何が言いたいかっていったら、最後に事務長が言ったように、自治体病院だからそういう儲かるだとか利益とかの相殺を考えることも必要だけでも、やっぱり担い手、医師確保ができて、そして100パーセント看護師も医療従事者も確保できる中で、ギリギリの中でやるんじゃないくて、余裕を持ったかたちでサービスできるような規模と戦略を作っていないと。本当にさ、八雲もそうだけでもさ、医師がいなくてできるのかということが一番もあるけれども、もっともっとこれから先は看護師さんだって全然いない状況の中で、本当に派遣で今きてるとかきてないとかってというような状況にはないわけだからね。やっぱり半分くらいしか看護師さん確保できないよというくらいの厳しい部分でやらないと、将来この計画を作ったときに、先輩たち何考えてたんだらうなって言われないうなかたちにしないと。

やっぱり厳しいところは厳しくしてさ、やったほうがいいんじゃないのかなと思うんですよ。だから45、40とか、たしかに集まるんだわ、入院患者さんは。特養に行つてさ、ここ悪いなって言えば、転院してやりましょうって。八雲の特養なんかでも週に一回やってたから、まあいいんじゃないのかなって。それでその割にこっちが具合悪いよって言ったら返してよこして、すぐにまた具合悪いとかいろいろあるから。

だからその辺ではさ、病院の稼働率の部分ではさ、特養持っていれば、少しは慢性期の人たちを連れていきながらとか確保はできるけど。やっぱりそれぞれ満床、満床みたいなかたちで、それこそ地域包括ケアの部分でいうと、東京だって逆に言えば45、50とか残しておけば、特養の80というのはゆるくないよ、逆に言えば。だから、あのまま50だったら、40とか45、50というのは適正值かなと思うけど。どっちも減らさないようなかたちだったら、うーんって考えるんだよね。

とりわけうちらは、直営は病院だから病院のほうの味方するわけではないけれども、一番心配なのは医師の確保と看護師さんの確保、そしてサービスが維持されないから余計道立に行っちゃうと。まあ道立もどうなるか分からないから、そっちのほうが開鎖してくれれば維持できるかも分からないけれども。ちょっともう一段低いレベルで、低いというか、やったほうがシュミレーションの必要があるんじゃないのかなと思うんだよね。そんなにこれだったら、本当に緩やかなシュミレーションの中でやってるんじゃないのかなって。

かなり精密にはやってると思うけれども、意識的にそういうふうを感じるんだけれども、大丈夫なのかな。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） たしかにですね、こういった大きな事業をやるときの将来予測というのは、どうしても楽観的な要素が含まれるというのはどんな事業でもあるのかなと。ましてや、コンサルが入るとそういうところに甘えるところがあるというのは十分あると承知してですね、コンサルともその辺はしっかりと協議します。

また、院長自身も将来の地域人口がどれくらい減るといのは、おおよそ患者数を毎日見てるわけですから、院長自身もちろん予測できると。ですので、なるべく甘えないように、楽観的な要素をなるべく除外してですね、なるべく構想を策定できるように、そこは注意してやっているつもりでございます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 例えばですよ。外来患者数が、1,700人から今年は1,600人に減ってるわけですよ。1,200人減ってるわけだ、1年間で。したら10年後さ、この減少率のままどういうふうにシュミレーションとってるのかというのは、現状の減少率からやっばり見ていかなきゃならないと思うんです。その辺がやっばり、その年によるよって言うけれども、やっばりなかなか患者さんも戻ってこないんだわ。先生がいなかったらまた戻るまでに時間かかるし。

だから、いろいろ要因はあるんだけど、これまでの過去の5年間の統計を見てその推移じゃないんだよ、減少率というのは。これからの部分でやっていかなきゃならないから、過去5年間1,000人減ったから、同じように1,000人というわけにはいかないんだよ。

だから、その辺がやっばりあれだしね、何といってもね、看護師さんを確保するのはね、今でもゆるくないのに45にしたら、看護師さんはどのくらいとか同じくらいの人数だと思うんだよ。そこをさ、20年たっても同じだけやれるという根拠というか、本当に厳しいと思うよ、実際。そうすると厳しい環境のところね、なおさら看護師さんが来ないんだわ。その辺サービスを良くするというは、労働環境も良くて賃金もそこそこだから国保病院の看護師さんになるかなという選択肢に、どこの業界でもそうなんだわ。介護の業界でも。だからある程度余裕をもって働けるところというのは、賃金でないというのは今の若い世代で多いんだわ。そして年休もちゃんと好きなときにとれると。やっばりそれは人員の確保なんだよね。

だから、今のように定員ぎりぎり、派遣もどうのこうのって言ってるような状況じゃ、なかなか余裕を持った労働環境にならないから。そこで人員を確保する上でのシュミレーションが甘いんじゃないかなと思うんだよ。数字に出せないんだもんだって。看護師さんの専門職を確保するという部分を確保できますって言ってもそれを裏付けるものもできないと思うし、ただ、かなり厳しくなるというのは実態なんだから。それを今22人だとしたら、やっばり相当数少なくともいいようなかたちでの規模を割り替えていかないと難しいんじゃないのかなと思うんだよ。

実際、空きベットが増えて、正に今度、稼働率が悪くなって収入も減る。収入が減るということは交付税も減るといことになっちゃうからさ。それよりも、投資した部分が問題になるっていうからさ。やっばり一番悪いデータのところをもつてさ、その部門のね。だからその看護師さんのところの、本当に堅いところで確保できるという部分でのデータを基にやっていったほうが、堅実なんじゃないのかなと思うんだけど。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 正しくおっしゃるとおりですね、医療従事者の確保というのは、先ほども申し上げたとおり、最大の重要課題だと思っております。特に医師、看護師につきましては、率先して今すぐ取り組まなければならない課題でしょうし、重要だと考えております。

看護師につきましては、10年後のシュミレーションは立てれるんですけども、15年20年となるとできないです。どれくらい残るのかというのも不明です。ただ、10年後になったときに残る職員というのは、ある程度シュミレーションは実はできているところです。

大事なのは、新たに募集してもなかなか確保が厳しいと。であれば、今いる職員の離職防止を最大限取り組まなければならないと。それにはやはり、職場環境の改善がまず第一であると。看護師というのはなかなか休みが取りにくい、ましてや人員が少ないとですね、四週八休がなかなかできないというそういった現場が多くあるんですけども。

当院につきましてはですね、四週八休を間違いなく保証できる状況を、今、体制を整えております。先ほど夜勤が常に2名が必要だと。それを回すためには、最低限16から18が必要なんですけれども。そこは最低限クリアできるような派遣看護師を増員できるようにしてるんですけども、10年後になったときに、そこを最低限クリアできる今の職員が離職しないようにですね、もっていくようなですね、方策もですね、同時に今考えております。

やはり、職場環境を良くするというのはまず第一。新たな希望的観測からこれだけ増えるよというところはですね、流石にやはり出せないものですから。今いる職員をしっかりと抱えながら、かつ募集もしっかり強化していくというところをですね、厳しく見ているつもりではありますけれども、将来10年後のところはなんとか病床は維持できるのかなというふうには見込んでございます。

○委員長（赤井睦美君） 中間報告ですのでこれがすべてではないんですけども、こういう意見もあるということで、これからもよろしくお願ひいたします。事務長さんも板ばさみになると思いますけれども。

○委員（斎藤 實君） ちょっとだけ。

○委員長（赤井睦美君） はい。斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 今、入院患者だとか外来の患者数を出してどうこうって言うてるけれども、これ令和元年度当初予算の計画でしょ。

○国保病院事務長（福原光一君） はい。令和元年度の決算見込みですね。

○委員（斎藤 實君） 当初の人数というのは、これ入院で2万1,228人でしょ。これは見込みなわけでしょ、予算の立てるときに。だから、外来患者が減ってる減ってるって言うけれども、去年の外来患者数から見たら、そんなに大きな落ち込みでもないんじゃないの。これよりずっと下回るんじゃないの。

○委員（千葉 隆君） 1,200人減ってるんだよ。去年のやつから。

○委員（斎藤 實君） だからあんまり暗い話ばかりしないでさ、今現在の状況と30年後のまでどうだとかこうだとかって、我々だっていないわけだから。それはそれで、また時代の後輩達に任せていくよりないんですけども。

やはり、せめて10年後くらいの基準の中で、現在と10年後の基準の中でどういうふうにしてやるかという。そういうところも考えていく必要があるんじゃないの。

○委員（関口正博君） ちょっといいですか。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） すみません、お昼回ってるのであまり長くしたくないんですけども。今の意見を聞いてですけど、これは基本構想ですので今後どのように変化していくかわかりませんが、年度末に向けて策定していくということでしょうけど。

これは熊石を中心とした地域医療構想、まあ地域医療構想を考えると北部渡島。これ熊石がね、今望む規模で建ててしまった場合に、北檜山、せたな、長万部ですか、当然施設老朽化していますよね。それぞれ、熊石が好きにやってるんだから我々も好きにやりますよってことになっちゃった場合に、北部渡島全体の影響というのはどのように考えますか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） おっしゃるとおりですね、勝手に病床機能ですとか病床数を決定することはもちろんできません。あくまでも基本構想・基本計画。内部で検討して町に提案するというかたちなんですけれども。

地域医療構想というのは、現在も北部渡島檜山圏域で開催しております。地域の医療圏域で必要な病床数、病床機能というのは地域でしっかり議論しなさいというのが国の言うことです。ですので、しっかりですね、熊石国保病院はこれくらいの病床規模、この病床機能というのをですね、まず地域医療構想の方に諮ってですね、地域全体の会議でしっかり議論していただいて決定をするというプロセスが必ず必要になりますので。

地域医療構想、また、総務省に提出している新病院の改革プラン、これにもしっかり整合性がとれるように、また、しっかりと地域医療構想でも議論してもらえるように、今、基本構想・基本計画を策定しているという状況ですので、全く熊石国保病院だけで決めるということではないというのはご理解いただきたいと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） それを聞いてちょっと安心しましたけど、20年後までのシュミレーションをしているということですが、20年後も当然熊石という町は続いていくわけで、続けていかなきゃね、町を失くするわけにはいかない。そういう意味ではですね、病院の20年というシュミレーションは、僕らの年代では全然。

やっぱり30年40年先というものを見越したものを当然立てていかなければならないし、行政とかそういう役割があると思うんですよ。その辺は、ちょっと頭の中に入れていただきたいなと思います。

もっといろいろ病院のほかにもやらなければならないことは今後たくさん出てくるでしょうし、ということも踏まえながらですね、考えていただきたいなと。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長。国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 国の今回の新聞報道に関する説明会が、12月23日に札幌であったんですけども。あくまでもこの地域医療構想につきましては、2025年問題に対応するための医療体制の構築ということなんですけれども。ただ、2025年はもうすぐそ

ここに来ていると、そしたらその次はどうなるんだというときに、厚労省がちらっと口にしたのは 2040 年問題という話を実はしたんですね。ですので、2025 の準備のその裏では 2040 年の準備を今からしっかりしてもらわないと困りますよ、という言い方をしております。

そうしたときにはやはり、10 年後 20 年後ではなくですね、もう少し先を更に見据えてですね、熊石地域全体の問題にはもちろんなるとは思いますけれども、そのときの病院のあり方もしっかりと頭に入れながら、しっかり職員と共有しながら進めていかなければいけないというのは、それは理解しています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） それでは遅くまでありがとうございました。頑張ってください。

（熊石国保病院事務長 福原光一君 退室）

◎ 報告事項（7）令和元年度決算見込について

（総合病院事務長 成田耕治君、総合病院庶務課長 竹内伸大君、総合病院庶務課参事 佐々木 裕一君、総合病院医事課長 石黒陽子君、総合病院地域医療連携課長 加藤孝子君 入室）

○委員長（赤井睦美君） それでは待っていただいているので、そのままいきます。

お昼過ぎちゃったんですけどごめんなさい。よろしくお願いします。

それでは、八雲総合病院決算見込みについてご報告よろしくお願ひいたします。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） それでは、お手元の資料に基づきまして、令和元年度の決算見込について報告をさせていただきます。作成時点は 10 月末の内容となっております。まずは患者数からでございます。

①の欄、入院患者数は対予算と比較し 6,160 人の減、93.9 パーセントの水準、前年度での実績対比では 99.1 パーセント水準の見通しでございます。

②の欄、外来患者は対予算 1,356 人減、99.0 パーセント水準、前年度対比では 99.3 パーセント水準の見通しとしてございます。

次に収益でございます。

③の欄、入院の収益は対予算 3 億 3,440 万円の減、89.2 パーセント水準、前年実績対比では 98.7 パーセント水準。

④の欄、外来収益は対予算 8,170 万円の増、107.6 パーセント水準、前年度実績対比では 106.4 パーセント水準を見込んでございます。

A の欄の収益の合計では、対予算 3 億 390 万円の減、93.9 パーセント水準、前年度実績対比では 2 億 9,180 万円の減、94.1 パーセントの水準でございます。

減収の見通しの主な要因は、内科入院患者数の大幅な減少及び平成 30 年度診療報酬改定入院基本料の減額影響によるものでございます。

次に費用の部でございます。

給与費は前年度対比 8,500 万円の増、主な要因は出張医等の臨時医師人件費で 4,000 万円の増、退職手当組合負担金 3,800 万円の増でございます。

材料費は前年度対比 7,260 万円の増、主な要因は循環器内科の本格稼働による診療材料費及び手術材料の増加であります。

経費は前年度の対比では 5,550 万円の増、主な要因は医療機器補修委託料の増加及び人工透析を担当する医師派遣手数料の増加が主なものであります。減価償却費は医療機器購入による 2,000 万円の増加であります。

B の欄の費用の合計では、対予算 1 億 5,200 万円の減少、97.3 パーセント水準、前年度対比実績では 1 億 2,834 万円の増、102.4 パーセントの水準でございます。

C 欄の予測収支では、8 億 3,400 万円の損失、前年度と比較をし損失が 2 倍に拡大してございます。

この数字の取り合いにつきましては、今年度これとは別な資本的収支のほうに手厚く町の繰り出しを配分してございます。昨年度決算でいきますと、この収益的収支に特別繰り出しをされた原資が 3 億 7,000 万円程度ございますので、大幅にここが減少したことにより赤字が膨らんだというところを分析しております。

予算措置の基本的な考え方であれば、ある程度この収益的収支の中で現金を確保し、資本的収支の不足分を現金で補うという仕組みをとってございましたが、今年度につきましては、内部留保資金が底をつくような状況でございまして、直接 4 条の資本的収支のほうに送り込む現金預金が不足することでそのような予算編成となつてございます。

次に現金の関係でございます。

現金勘定の欄で、アの欄、現金預金は期末現在で 2 億 2,000 万円確保の見通しでございます。夏場の入院患者数が大幅に少なかったことから、当初は 9,000 万円程度の確保というところも予測してございましたが、秋口より患者の増が回復してきてございますので、期末段階では 2 億 2,000 万円の現金の確保となる見通しでございます。

内部留保資金は約 3 億 9,000 万円のマイナスでございまして、期末現在の資金不足比率は、9.4 パーセントになろうかというふうに予測をしているところでございます。

当初予算編成の数値よりも非常に大変厳しい経営環境となつてございます。対策といたしましては、現在、即効性はまだ見込めていないのですが、来年 4 月から入院基本料、新たに地域包括ケア病棟、入院料の 2 の導入を目指しております。

これにつきましては、先日より説明をいたしました武蔵野プリオのコンサルティングの提案というのもありまして、職員のスキルアップ、施設基準を満たす実績作り等を含めて、今懸命に取り組んでいるところでございます。来年度は診療報酬の改定がさらに予定をされていまして、まだ今のところ当院が採用している入院基本料はどのように動くかというのははっきりと予測はできておりませんが、社会保障費の抑制というところを国の政策の根幹にしている情勢をかながみれば、また厳しい改定になるんじゃないかなと予測をしているところです。

現段階でこのような決算見込で大変恐縮でございますが、少しでも損失を減らせるように努力をしてみたいと思っております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 一点だけ、人件費比率どれくらいになっていますか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 人件費比率は、申し訳ございません。今すぐに出てきませんが8割を超えております。ただ一点補足をすると、国の方で公営企業の決算統計というのを出しておまして、その中では臨時的に支出される、例えば退職手当組合のようなものであればそういうところを除外していきますので、大体76パーセントですとか73パーセントまで落ちるんですが、この収益的収支のPLの表で人件費というところを医業収支と対比をすれば、やはり8割を超えている状態となっております。よろしく願いします。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。ほかに質問やご意見はございませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今、内科医師は3名ですか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 一般内科の医師は2名、それと循環器の専門医で1名、合計の3名になります。循環器はもう専門家にしましたので、一般内科を幅広く診療できる医師は2人となっております。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 医師確保を努力されてると思うんですけども、見込みは今のところないのでしょうか。

○総合病院事務長（成田耕治君） 委員長。事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（成田耕治） 今の状況で言いますとですね、なかなか厳しいものがありまして。今、唯一話が繋がっているのは名古屋の関係で一件繋がっているだけで、あとは民間の紹介も現時点ではございませんし、北海道の関係も今のところない状況で、相当厳しい状況にあります。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 要は緊急の課題として、次年度現金無くなってしまいますね。

どのような令和2年の予算を考えていますか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長。庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今ご指摘がありましたとおり、この資料で積算している期末の現金が2億2,000万円程度になってしまうということと、それと内部留保資金がマイナスということは期首の段階で、既にこれだけのマイナスが見込まれる環境を背負って経営をスタートさせるというふうになります。非常に厳しい状況でございます。

本来であれば何らかの打開策、診療報酬を増加させるですとか、そういう本業のほうできちんと稼ぎ出したいという気持ちは十分持っているんですが、なかなか医師体制を含めてそういうような環境になっていない。加えて今年度の予算を見ますと、当初予算の編成を見ますと、編成当初から収益的収支では6億8,000万円損失を見込んだなかでスタートしたということを考えれば、委員ご指摘のように非常に厳しい見通しとなっているというふうに思います。

今はまだ、予算編成の作業中で確定的なことはなかなか断言できないところではあります。やはり予算編成の中で現金を相当補充いただくことが必要になってくるものというふうに思います。過去にもこの現金補充の重要性については、千葉委員からも再三ご指摘をいただいておりますので、その辺の折衝は財政当局のほうと懸命にしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければこれで終わります。お昼を過ぎて申し訳ございません。ありがとうございました。

（総合病院事務長 成田耕治君、総合病院庶務課長 竹内伸大君、総合病院庶務課参事 佐々木 裕一君、総合病院医事課長 石黒陽子君、総合病院地域医療連携課長 加藤孝子君 退室）

○委員長（赤井睦美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後0時23分

再開 午後1時10分

◎ 報告事項（8）マイナンバーカード普及促進事業について

（住民サービス課長 北川正敏君、住民生活課長 川口拓也君、住民生活課長補佐 菅原真紀子君、戸籍住民係長 菊池史仁君、子育て支援係長 松本忍君、支援係長 福田裕子君、児童係主任 佐藤尚樹君、児童係 川崎絵梨君 入室）

○委員長（赤井睦美君） それでは再開いたします。

マイナンバーカード普及促進事業について、ご報告よろしく申し上げます。

○住民生活課長（川口拓也君） 早速でございますが報告させていただく案件は2件ございますので、1件ずつ担当のほうから説明させていただきます。

まず、マイナンバーカード普及促進事業について。

○戸籍住民係長（菊池史仁君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） はい。戸籍住民係長。

○戸籍住民係長（菊池史仁君） それでは、マイナンバーカード普及促進事業についてご説明いたします。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の三分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認するため、全国民に平成27年11月から紙製の通知カードが送付され、平成28年1月からは顔写真付きのプラスチック製ICカードが、希望者に交付されております。

八雲町での交付枚数は令和元年11月30日現在、1,641枚。率にして10.05パーセントを交付しております。令和元年11月1日現在の全国の交付率は14.3パーセント、11月30日現在の全道の交付率は12.1パーセントとなっております。

お手元の資料1、マイナンバーカードの利便性をご覧ください。全国的に低迷するマイナンバーカードの普及策として、国ではカードの利便性を実感できるよう消費税の引き上げに伴う消費活性化策として、令和2年度にマイナンバーカードを活用した新たなポイント制度の導入でポイントを利用して買い物をできる仕組みや、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みを、令和3年3月から本格運用できる施策の検討を進められております。

これを受けて健康保険者ごとの被保険者のマイナンバーカード取得促進策として、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進されており、八雲町においても職員とその家族に対し、現在、マイナンバーカードの取得に向け、申請を受け付けている状況にあります。

次に2、国におけるマイナンバーカード交付枚数想定全体スケジュールをご覧ください。

国においては、マイナンバーカード交付枚数想定が令和2年7月末では3,000から4,000万枚、令和3年3月末、令和2年度末には6,000から7,000万枚、令和5年3月末、令和4年度末にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有する全体スケジュールが示されております。

このため八雲町においても取得促進に努めていくものとし、12月の定例会においてタブレット端末とモバイルプリンターを購入する予算と、マイナンバーカード交付通知等の郵送料の予算、そのほか交付に係る人件費及び消耗品費を補正し、この費用は全額国庫補助となる予定でございます。

タブレット端末とモバイルプリンターですが、本庁、熊石総合支所、落部支所に配置するほか、持ち出し用として購入し、来庁者への申請勧奨を行うとともにタブレット端末を利用して顔写真撮影を行い、オンライン申請や公民館やシルバープラザ等に出向き、出張申請の受付や、申請サポート等によりマイナンバーカードの取得率の向上を図りたいと考えています。

住民への周知につきましても、国では政府広報の活用やウェブ動画など広報活動を実施しております。町でも12月号での広報への掲載やポスターの掲示、ホームページの掲載などマイナンバーカードの利便性について周知していきたいと考えております。

次に3、マイナンバーカードの申請交付方法をご覧ください。

マイナンバーカードの申請交付方法ですが、①の本人が申請し役場で受け取りをする交付時来庁方式でマイナンバーカードを取得する方がほとんどですが、今後は、②の役場へ来庁し申請した方に事前に本人確認や暗証番号の設定をしていただき、マイナンバーカードを本人限定郵便で送付する申請時来庁方式や、③の顔写真撮影やオンライン申請支援を行う申請サポートと、④の公共施設等に出向き申請を受け付ける出張申請を活用したいと考えております。

また、夜間や休日にマイナンバーカードの臨時交付窓口を開設したいと考えております。新年度につきましても、広報活動、窓口でのオンライン申請や出張申請、夜間・休日の臨時窓口開設などを行い、マイナンバーカードの交付枚数が増加していくことが考えられることから、臨時事務員を雇用しマイナンバーカードの普及促進を図り、そのための予算を要求する予定としておりますのでよろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

それではこのことについて質問やご意見はございませんか。

ないですか。それなら一個だけ。

マイナンバーカードの利便性はここに書かれているので分かりますけれども、なきゃ困ることってありますか。ごめんなさいね、促進を図るって言うてるのに足を引っ張るような質問で申し訳ないです。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長。住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長の言うとおりですね、なきゃ困るということにはならないのかなと、正直なところ。国のほうでもこういうかたちでマイナンバーカードを作って推進している以上、普及促進に努めてほしいということで、いろいろシステム改修とか図りながらこれまでもきていたものですから。

やはり、町としてもその施策に準じて動いていって、なるべく皆さんに何とか取得していただきたいというかたちで。だから強制では決してありません。

○委員長（赤井睦美君） これは無料なんですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 一応、新規取得の場合は無料になります。

参考までに八雲町の公務員の状況で、実際国家公務員とかいろいろいるんですけども、八雲町役場だけで言うと、本人と扶養で大体6月時点で1,000人くらいいるんですよ。それで取得率は10パーセント弱というかたちで、それでこれからどんどん、私も最近取らしてもらったんですけども、これから町の職員には強制ではないんですけども、人事を通して促しているところでもあります。

○委員長（赤井睦美君） 分かりました。

○委員（斎藤 實君） 一つだけいい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 一つだけ確認しておきたいんだけど、今配布されてるやつあるよね。僕持っているんだけど、あれ写真入ってるなあ。入ってなかったかい。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） 平成27年の11月にですね、国民全員に対して通知カードというのを発布しています。八雲町全体の町民の方にも発送しています。その通知カードは番号が入っています。

ですけど、身分証など写真などはついていないものが、今、国民全体に行き届いています。それで希望者のみにですね、写真を貼ったものということで、個人番号カードというマイナンバーカードですけれども、それに切り替えることができるというふうになっていまして。今、大方ですね、通知カードというもので写真が入っていないものが皆さんお持ちだと思います。申請していれば写真付きになっているはずですよ。

○委員（斎藤 實君） 家に帰ったら確認してみますけど、写真付いてたなあ。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） その前に平成27年には通知カードというものを発布してますけれども、その前は住民基本台帳カードってあるんですけども、それも申請された方のみお渡ししているものなんですけれども。

今、それは住基カードっていうものは個人番号カードに切り替えていくものになりますので、たしか年限が来年中に満期になるはずなんですよ。今お持ちになっているカードは。もし写真がついている住民基本台帳カードというものをお持ちであれば。

○委員（斎藤 實君） ちょっと家に帰って確認してみるわ。マイナンバーで申請しているってことか。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） それは住民表コードというものになるので、番号が何にも書いていないものになると思います。

○委員（斎藤 實君） 確認してみます。

○委員長（赤井睦美君） 是非皆さん取得に向けて頑張ってください。

◎ 報告事項（9）第2期子ども・子育て支援事業計画案について

○委員長（赤井睦美君） それでは2番目の、子ども・子育て支援事業計画案についてご報告よろしくをお願いします。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） それではお手元にあります第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画につきまして、私のほうから説明させていただきます。

あらかじめ事前に送付させていただいておりますので、この分厚いものの全部のご説明はできませんので、中の抜粋したもので説明させていただきます。

この計画につきましては、前回の委員会でも説明させていただいておりますが、八雲町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、昨年11月に実施しましたニーズ調査の調査結果を基礎資料として、全計画における実績、評価、分析を行い、子ども・子育て

をめぐる国や町の動きを反映させ、計画の見直しを図り、令和2年度から令和6年度までの計画期間における子どもの教育、保育、地域子育て支援について、需要と供給の計画として第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

また、この案につきましては、先月11月27日に開催いたしました子ども・子育て会議において審議し、了承されましたのでご報告させていただきます。

1枚表紙をめくり、1枚目をお開きください。

この計画につきましては、ご覧のとおり第1章から次のページの7章までのくくりとさせていただきます。

第1章につきましては、冒頭でお話させていただいた計画策定について掲載しております。

第2章では、八雲町は人口減少により年々出生数も減り、子どもの人口数も確実に減少している現状を記載しております。八雲町の女性の就業率は25歳以上の年齢で平成27年以降高くなっており、パート・アルバイトで働く女性が増えている現状にあります。

この環境の中、子どもの保育所、幼稚園の利用割合は、子どもの1歳から年齢が高くなるにつれて利用割合が高くなっており、3歳以上では90パーセント以上の方が幼稚園・保育所を利用している現状があります。

説明につきましては、時間の都合上38ページの計画の基本的な考え方についてご説明させていただきます。

八雲町の子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、「みんなで交流、みんなで応援、みんなで育ち愛、子育てのまち八雲」として、第1期計画の基本理念を継承し、これまで同様八雲町の地域が関係機関との連携のもと、子育て支援策を推進していくものとしております。

次のページの基本方針であります。1に、子どもにとっての幸せを守る町。2として、社会全体で子どもと子育て家庭を支える町。3として、健やかに安心して子どもを育てられる町として定め、子どもの成長を第一に願い、子育てに関して安心して働ける子育て環境と、地域ぐるみで支え合う環境づくりを目指していこうと考えております。

また、計画の全体像につきましては、40ページにあります子どもの子育て支援制度に基づく幼稚園・保育園等の給付のほか、地域子ども子育て支援の各事業についての方針について掲載しております。

それでは、具体的に量の見込みに対する、八雲町が検討する確保策について説明させていただきます。

ニーズ調査の結果、これまでの実績、分析に入って示すものとなります。

45ページから46ページにつきましては、保育の量の見込みと確保策ということになります。表の見方でございますけれども、45ページの(1)1号認定と書いてある表をご覧ください。縦方向で見いただきますと、量の見込み①と書いてあります。

この量の見込みというのが、アンケート調査ですとか、あるいは事業の実施実績というものに基づいて、将来の大体どのくらいのサービスの事業量、つまり、ニーズ量があるのだろうというものです。こちらを地域別に集計しているものになります。

1号認定のこの表の中でいきますと、量の見込みを更に細分化しております。1号認定という部分が、共働き家庭ではない専業主婦の方がお使いになられる場合の1号認定ということになりますが、その下の2号認定、教育ニーズと書いているところがあります。

こちらが共働き家庭で、実際には保育施設を使うことができるんだけど、教育施設の幼稚園等を使いたいとおっしゃってる方もニーズを出しているものになります。

こちらは国に算出の方法で区別して集計しなさいということで、あえて集計を分けて出させているものであります。

あわせて量の見込み①と書いているところを下に見ていきますと、確保方策②と記載してあります。この確保方策②が、町が提供するサービスの量ということになります。供給量ということになります。ですので、ニーズに対しどれだけ供給しますよということで、その過不足分が、下に過不足②-①というかたちで記載しております。

そういう見方で45ページの(1)ですが、3歳以上の教育についてですが、八雲地域では八雲幼稚園、また認定こども園マリア幼稚園での受け入れを確保策として、量の見込みに対して供給量を確保できる見込みですが、落部・熊石地域につきましては、人口減少のため新たに幼稚園等の整備をすることが難しく、保育所の利用で対応しています。今後も現状を維持し、量の見込みに対して供給量を確保していくものいたします。

(2)の3歳以上の保育所ですが、これも町内の保育所施設での受け入れを確保策として、量の見込みに対し確保できる見込みで現状を維持していきます。

46ページですが、(3)の3号認定、0歳それから②の1・2歳、保育所の見込み量に対しまして、これも町内の保育施設での受け入れを確保策として今後も実施体制を維持し、量の見込みに対して供給量を確保していくものいたします。

47ページですが、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策でご説明いたします。八雲町の地域子ども・子育て支援事業の確保策を示すものとなります。

47ページにあります、(1)利用者支援事業ですが、これは子育て支援センターで行うものとなります。子どもとその保護者が幼稚園、保育所や一時預かり事業、学童保育所の事業を円滑に利用できるように情報収集と提供を行い、つまりコーディネートですが、相談、助言を行うものであります。今後も当事者目線で支援を受け入れていくものとし、落部、熊石地域では各種支所を一元的な子育て支援窓口として、子育てに関する相談助言に対応していきます。

続きまして48ページですが、(2)の地域子育て支援拠点事業ですが、これも子育て支援センターが行う事業となります。主に3歳未満の幼児と保護者を対象に親との交流、育児相談等を行うものとなります。今後も子育てサロン、遊びの広場、スマイル育児教室を開催し、現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保していくものいたします。

ニーズ調査からは、今後の子育て支援センターの利用意向について、利用したいというのが全体の31パーセント、分からないというのが45.5パーセントとなっております。それで保護者の子育てに関する情報収集策とする子育て支援センターの機能に関し、やや認知度が低いものと分析しております。今後は専門職の配置により体制を整え、より一層子育て支援センターの機能を拡充で確保し、いじめ、不登校、虐待等に要相談に応じ、保護者だけではなく子どもに寄り添った支援を継続していくものいたします。

下の（３）の妊婦健康診査事業と次のページの乳児家庭全戸訪問事業、（５）の養育支援訪問事業につきましても、今後について提供体制の維持に努め、事業を継続していくものいたします。

続きまして 50 ページになりますが、50 ページは子育て短期支援事業、通称はショートステイといいますが、保護者の病気や仕事等の理由で一時的に養育ができなくなった場合、児童を一時的に泊まりがけで児童養護施設等の場所で預かる事業ですが、ニーズ調査については、若干のニーズがある状況ですが、八雲町におきましては児童養護施設等が無いということで、この事業を実施する体制を整備することが難しい状況でございます。

今後とも必要とされる方につきましては、近隣市町村の子育ての事業に関する情報提供を行っていくものいたします。

（７）の子育て援助活動支援事業ですが、通常はファミサポといいますが、ここにつきましては、乳幼児や就学児童がいる子育て家庭に対して、育児支援をお願いしたい人と育児を援助したいという人が会員登録をして会員相互で援助を行う事業でございますが、ここも八雲町にはございませんが、託児を行っている任意の団体、八雲子育てサポートタッチというのがございます。町ではこの団体を支援していくものとし、今後もニーズの動向を見極めながら団体への支援を継続していきます。

続きまして 51 ページの（１）一時預かり事業ですが、保護者の一時的な都合で保育ができないときに、幼稚園等で在園児や未就学園児を対象に預かる事業になります。

①の幼稚園型では、八雲幼稚園、認定こども園八雲マリア幼稚園で事業を実施しております。前計画の実績においては、量の見込みを大きく上回る利用実績となりましたが、各地域チーム配置により円滑に受け入れを行ってきました。今後もこれを継続し、事業を継続していくものいたします。

②の幼稚園以外の一時預かりですが、未就園児の預かりとして、子育て支援センタークルミとして事業を行っています。

こちらにつきましては、前計画では実績が見込みに対して予想より利用者が少なかったため、実績は下回る結果となりましたが、今後も現状の提供体制で量の見込みに対し供給量を確保できる見込みとして、そのまま事業を継続していくものいたします。

次の 52 ページの延長保育事業につきましても、町内の保育所、認定こども園での実施で提供体制の維持に努めて、事業を継続していくものいたします。

続きまして病児保育事業ですが、発熱等で急に病気になった場合などで、集団保育が困難な児童を、一時的に病院保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が保育する事業となります。

この事業につきましては、量の見込みとしてニーズが出ていますが、利用したいと思わなかったという意見が大きく上回っており、その理由は、病気のとときくらいは子どもの側についてやりたい、他人に見てもらうのは不安だというものがほとんどであり、保護者自身で看護したいという気持ちが伺えます。

本町の保育施設及び医療施設につきましては、この病児保育事業を行うための設備が整っていません。必要となる医療体制も困難な状況と考えております。

53 ページの(11) 放課後児童健全育成事業ですが、通称は学童ですね。共働きなどで日中保護者が留守の家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇等で学童で遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業ですが、ニーズ調査の結果から、学童のニーズが高く、事業ニーズも年々増加しております。人員配置等により柔軟に受入れを行っております。八雲地域では、わんぱく、どんぐり、さかえっ子クラブの3か所で実施しております。量の見込みに対する供給量を確保できるものとしております。

落部地域と熊石地域は、指導者の確保や児童数の減少により学童クラブの事業としての実施は厳しい状況にあり、子どもの居場所づくりとして落部レクリエーションセンター、ふれあい交流センターくまいし館を一般開放し、子どもの居場所として提供しております。今後は一般開放だけではなく、町内会等の団体との連携や特技や経験豊富な高齢者の協力を得ながら子どもを対象とした各種教室、行事、プログラムの開催を検討しております。

(12)、54 ページですが、実費徴収に係る補足給付、幼稚園、保育所等を利用する保護者の世帯の所得状況、主に生活保護者の方になりますが、その他の事情を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他園で必要とする物品購入費用、行事参加費用について助成する事業となります。今後も住民ニーズを把握し、助成していくものいたします。

6 番ですが、教育・保育の一体的提供の推進といたしまして、55 ページ、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、8 番の子育てのための施設等利用給付の円滑な実施につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

続きまして 56 ページからは、第 6 章といたしまして、八雲町における子ども・子育て支援関連施策の推進として各事業を列举してございます。

56 ページの 1 番としては地域における子育て支援、57 ページにつきましては 2 番の経済的支援の充実、58 ページにつきましては 3 番として母子の健康の確保と増進、59 ページから 60 ページにつきましては仕事と子育ての両立支援、60 ページにつきましては児童虐待防止策の充実としております。

児童虐待につきましては、全国的にも対応件数が年々増加しており、とても悲しい虐待事件が取りざたされている状況でございます。八雲町におきましてもこれまで重篤なケースとしてはございませんが、児童虐待、相談対応数は増加傾向にございます。案件につきましては、八雲町要保護児童対策連絡協議会を軸としまして、医療、保険、保育所、学校、警察、児童相談所等の関係機関等で連携のうえ、情報共有を図り適切な保護、支援について協議しております。今後もこの体制を維持し、一層の強化を図り継続していくものいたします。

また、虐待を防止し、全ての児童が健全な心身の成長、社会的技術を促していくための発生活予防から、早期発見、早期対応に至るまで下記に示す事業を展開し、児童虐待防止策の充実を図っていくものいたします。

61 ページですが、6 番としまして、子どもの権利を守るための支援としております。子どもの権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利とあります。この 4 つの権利の普及、啓発に努め、子どもたち自身が子どもの権利条約を学び理解できるよう、また、子どもに関わる大人の人権意識の向上ができるよう推進していきます。

具体的な取り組みとしては下の表に列挙させていただいておりますが、昨日の定例会の質疑にありましたとおり、関係機関の連携、協力により、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

62 ページからは7番のひとり親家庭の自立支援、8番目としまして障がい児とその保護者への支援、9番目としまして子どもの交通安全を確保するための活動推進としてございます。

交通安全につきましては、今年5月に滋賀県大津市の交差点で保育園児の死傷事故があり、とても痛ましい事件がありました。八雲町におきましても、子どもの小さな命を交通事故から守る安全確保策として、取り組みを推進していくものといえます。

最後になりますが64ページ、第7章計画の推進に向けてということになります。この計画は行政のみならず、社会全体で子育て支援に取り組むことが必要となり、計画の基本理念を共有し、地域住民ほか、企業、関係団体等の協力により推進していけるよう発信し、計画の推進に努めていきたいと考えてございますのでよろしく願いいたします。

2番としまして、継続の点検評価でございます。

この計画につきましては、子ども・子育て会議において、毎年進捗状況の確認と評価を行います。その評価に応じて、改善が必要とされる場合は見直しをさせていただくことといたします。

また、計画期間が5年ですので中間年に見直しを行うこととしております。

また、この計画案につきましては八雲町ホームページで公表し、広く町民の意見を聞くこととし、パブリックコメントを来年1月から2月にかけて実施させていただき、その後、子ども子育て会議において最終審議を諮り、来年度4月に向けて施行させていただくものとしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

では、このことについてなにかご質問、ご意見はございませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） はい。千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 12ページで（7）と（8）、事業が違うから、放課後児童クラブで放課後子ども教室っていうふうに分けてますよね。それで53ページで放課後児童健全育成事業でやってるけれども、熊石の、これまではそうかも分からないけれども、今後ふれあい交流センターでやるのは、放課後子ども教室の関係で事業が違うんじゃないの。そもそも厚労省と文科省で違うんだから。だから前段で事業で分けてるんでしょ。だけどこちらは、過去の部分は方向性が、放課後児童健全育成をやろうという状況だったから、過去のものはそうだけれども。これは計画だからさ。この部分はシフトするって言ってるんだから、放課後子ども教室に熊石は。言ってる意味わかるかい。だから要するに、それも今日たまたま、今日聞いたから。新たに、今後直営から運営委員会に将来的にやりたいというから。やっぱり計画の中で（12）を起こしてやるべきなんじゃないのかなと。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） 従来の第1期計画では、この放課後子ども教室というのはたしかにございませんでした。今回の第2期計画につきましては、国の施策としまして子どもの放課後の居場所というところに重点を置くようなかたちで、重点視点とされております。ですので、今回子どもさんが放課後どうやって過ごす、どういうニーズがあってそれをどうやって受け皿をしていこうという考え方の基にですね、今回の計画案にさせていただいておりますが、熊石のほうからも説明があったと思いますが、その前段として放課後子ども教室というのはここに書いてる12ページにつきましては公民館の事業です。公民館の事業としております。

今後、これに近いかたちで子どもさんの、児童の居場所ということで考えたときに、じゃあ八雲町の支所はなにができるのかといったところで、今回子ども教室に近い開放場所、子どもの居場所をまず提供して、そこで教室、プログラムというものをやっていった中で、この1年間通してやってみて、またそれが文科省でやっている放課後子ども教室というものに近づける、又はニーズによっては放課後健全支援事業、学童ですね、ということに持っていこうというものであります。

今回の施策については、そのようなかたちで計画に盛り込みさせていただいているところです。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） はい。千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 要は、今年度の計画については、令和2年から令和6年度までの5年計画ですよ。それでこれまでの部分は、熊石の部分は放課後児童健全育成事業にできないかということで動いてたよね。けども、令和2年からは居場所づくりって言ったんだから、事業自体が違うわけでしょ。放課後子ども教室のほうの事業形態で令和2年から動く、それが実際補助事業になるかというのが2年後3年後の対応だから。

だから、令和2年からは放課後児童健全育成事業を切り離して、別の事業の中で令和2年から動くんじゃないの。

○住民生活課長（川口拓也君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 熊石の部分は、国の方で考えるこれからの計画では、あくまで先ほど言った、学童保育の計画として掲載してるんですけど。学童保育のかたちであると、どうしても地域的にできないという部分で、できるとすれば八雲地域が明確にこの事業によってできるので。

熊石と落部地域については、この事業としては当てはめることができないので、それでこの確保方策の中に考え方として、こういった事業ではないですけども、子どもの居場所づくりとして、こういうふうに対応して掲載しているんですけども。いわゆる別枠で、載せた方がいいということでしょうか。

○委員（千葉 隆君） 例えば、普通、事業計画を作るわけだから、事業計画を作るときにその計画ではずっと落部も熊石地域も放課後健全育成事業ではさ、人員確保できないということ、その事業をできないということで総括してるんだから。

そしてもう一方違うのは、放課後子ども教室という事業があるわけでしょ。それは文科省で30万円くらい補助くれるって、将来ね。運営形態をきちっとすれば。だからそれを目指すわけでしょ、そっちのほうで。だから、事業計画だから別な事業の項を起こして、事業計画立てるのは通常そうじゃないかい。だから、やめるというかそっちの方向でその後ね、子どもの居場所づくりをしてるけれども、その中で人員が確保されて、放課後児童健全育成事業に転換できるよという計画じゃないような説明を受けたから、どっちなんだろうかなって。

今、この計画だけを見れば、放課後健全育成事業に将来5年間の間に移行できるから、この健全育成事業の項に載せてるというイメージをここでは持つわけさ。だから逆に言えば、12ページでも明確に事業が違うから作ってるわけでしょ、こっちで。だからこちらの方向に落部なんか、今日は熊石のほうに聞いたから。そっちの方向に進むって言うたから、健全じゃなくてこっちの事業じゃないのかなって単純に思っただけ。

○住民サービス課長（北川正敏君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 53ページのほうでは、いわゆる学童保育の需要と供給ということで載っております、先ほど川口課長からも説明ありましたとおり、確保方策の考え方で八雲地域の3か所の学童は確保できる見通しだというふうにしておりまして、落部と熊石の部分については、居場所づくりというふうに記載はされてますということです。

それで、56ページのほうに関連施策の推進ということで、放課後子ども教室の部分は、56ページの表の1番下の放課後居場所づくりという事業にくくるようにして掲載してまして、そこには事業量だとかを記載する意味がないのかな計画自体。それで、一応こちらのほうに移行しますというふうなイメージでこれを作っていると。

○委員（千葉 隆君） 居場所づくりっていうさ、事業じゃないやつはわかるよ。事業じゃない居場所ですよって。だから縦割りじゃない部分でさ、所管の部分は。でもこっちでは所管で居場所、12ページでしてるんだから。

例えば、こちらは放課後児童健全育成事業というのは社会福祉第二種の事業だっけ。放課後子ども教室というのは社会福祉事業じゃないから。だから括ってるんだけど。この供給のところ、そこ一緒に合同してる。そしたら合同していると言いつつ、言いつつだよ。表も提出されたさ、任意での調査の部分で見ればちょっと違うんだよね。9、8、8、9、7とか言うけど、これやっぱり放課後児童クラブのやつさね。うちの資料貰っているのは、ニーズ調査の教室のほうだから。教室だからさ。まずは教室の、もともと違うから事業は。だから違って当たり前なんだわ。違って当たり前なんだけど、違う表というか統計の中に、逆に言えばここに括っているんだもん。

だからちょっと、何となく計画の作り方の分類というか、もう一つ科目を起こしてやったほうがいいのかなど。56ページのやつは居場所づくりっていつて縦割りの部分は、全部包括して全体の放課後の子ども達の居場所づくりだということやってるから。それはそれでいいけど。ちょっと分かりづらいな。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） ちょっといいですか。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） この確保策なんですけども、確保策というのは国が示す法定事業と言われるものなんです。放課後健全育成事業もそうなんですけど。40ページに、全体像として下のほうに利用者支援事業から①から⑬ってありますよね。これの確保策を計画に載せなさいっていうのが支援事業計画なんです。なので、今言った放課後子ども教室というのは、この法定事業で確保策で示すものではないんです。なので、そのところで国の言ってる法定事業は、確保策で示さなければならないので示しました。ニーズ調査の結果、それから分析、評価して載せています。

それ以外で、八雲町で子どもの居場所づくりとかっていう単費な事業として、それを計画に、法定のほかに八雲町施策でできることというところで、載せていただいているのが放課後子ども教室だったりとか、居場所づくりだったりとか、というまとめ方をしていますよ。

○委員（千葉 隆君） 分かるよ。

○住民生活課長（川口拓也君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 今の説明もそうなんですけれども。放課後子どもクラブの方向でというのは、今日の話でなったというか、今までなかったの。その中で居場所づくりという名目で今使われている部分です。ここを要は放課後子どもクラブという事業の推進で、もう熊石のほうが行く方向であるということも、ちょっと我々のほうも今聞いたばかりなので。そういうかたちです。掲載をして、落部は落部のほうで実際どういうふうに動くかというのは支所長とも話をしながら、居場所づくりという方向ではなくて、そういう事業を明確に上げて掲載して対応させていただこうかなと。

○委員（千葉 隆君） だから確保の考え方って言うけども。あ、はい。

○委員長（赤井睦美君） はい。千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 法定で列挙されたものを今、確保の数字挙げてるけれども、それはそれでいいんだ数字の部分は。ただ括りには入らないよって。

だから、その考え方の枠の中で入れちゃってるから、ちょっと違うんじゃないか。法定外じゃないんだから。法定内ではないから数字出してないんでしょ。放課後子ども教室の部分の確保策というのは、法定外だから出してないだけね。

だけど、このくまいし館のほうは、法定外の放課後子ども教室を令和2年度からやりたいっていったるわけだ。

○委員長（赤井睦美君） 休憩しますので、確認をお願いします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時03分

○委員長（赤井睦美君） 再開します。

それでは、この放課後子ども教室ということで令和2年度から進めるということで大丈夫ですね。

ほかに質問やご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

○委員長(赤井睦美君) なければちょっと一ついいですか。

34 ページの、ファミリー・サポート・センター事業なんですけど、今の説明を聞くと国に加わっているから書かなきゃいけないというのは分かるんですけど。エンゼルクラブといたら、いずれ八雲にもファミリー・サポート・センターができますよという説明がされていて、エンゼルクラブ作る時からね。それでもうずいぶん経って、ここを見ると乳幼児や就学児童がいると書いているにも関わらず、八雲町では就学後の児童を対象としていて、それで要望がないからやっていませんって、これ何で、タッチがあるから乳幼児はやってないということですか。

それであれば、ファミリー・サポート・センター事業は国のあれではあるけれども、もうこれは永遠にやらないということなんですよね。この書き方と捉え方はどうなんでしょう。

○住民生活課長補佐(菅原真紀子君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐(菅原真紀子君) この事業につきましての計画に載っているのは、就学後の児童に当てたもので載せています。というのは、子育て支援センターでやっている一時預かり事業というのが就学前、それで就学後はどこで拾うかというところで国の指示で、ファミサポで拾うということで載せています。

それで今委員長がおっしゃったように、さっき言った整理をするとそういうことなんですけれども。この事業そのものが八雲町には無いんです。無いんですけど、そのタッチという団体に対して協力、支援をしているという現状があります。

それで、この計画は就学後で拾ってるんですけども、就学前の子どもさん達の預かりというところで、たしかにニーズはあるものと感じています。ですが、なかなかそのところに、たちちを支援していても個人託児が今できていない状況にあります。集団託児というところが、ですが、何とか個別の保育についてもできるような、今のたちちの会員登録されているのも恒例になりつつあります。ですので、その後に繋げる人達の人材確保という意味で、なんとか支援していくような、町として支援していくような、それでまたその託児が行えるような支援の仕方をしていきたいと思っています。

国で定める事業としては会員登録制後というところではちょっとならないかもしれませんが、そういった意味でニーズが出たときには、それに寄り添ったかたちで、今ないところははっきり言いまして、個人で託児されている方をお願いするだとか、ニーズが出てきたときには、そのお答えをすべくかたちでなんらかの支援をしていきたいと考えております。

○委員長(赤井睦美君) あと、直接計画に載せる必要はないと思うんですけど。このアンケートをとった結果ね、一番困っているのは就学前も就学後もしつけですよ。そうすると、せっかくアンケートでしつけに困ってるよって半分の方が答えているのであれば、どこかでそういう一口メモみたいな感じで冊子を作ってもいいのかなと。

他所の町に行ったときに、こんな困ったときどうするという題名の本で、軽い病気のときにお医者さんに行くかどうか迷うじゃないですか、一人目のお子さんって。それで、こうい

うときは行かなくてもこういうやり方がありますよだとか、このときは是非行ってくださいとかという簡単な冊子に、しつけの部分でも、こういうときはこういうことも考えられますよだとか、ちょっとしたアドバイスを書いた冊子が、子育て支援センターとかに置いてあったんですね、他所のね。

だから、こんなにせつかくアンケートに答えてくださってしつけに困っていますよというのであれば、ちょっとワンポイントアドバイスみたいなものを、お母さんたちと話し合いながら作っていただけたいというお願いです。以上です。

ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） もう一つ、介護保険とか障がい者も同じようなあれなんだけれども。やっぱり、今たっちの話が出たけれども。高齢でその人たち自身がさ、入院したりしている状況だったり、足折ったりなんだからという現実もあるんだけれども。やっぱり、そういう支援する事業所だとかやってる事業所だとか、計画以外に参考資料にそういうのを盛り込んだり、いろんな機会をとらえて盛り込んでいって、そういう継続した支援というか。

やっぱり、官だけの支援じゃどうしようもないというか、自分たちも仕事が忙しいというのは皆さん一番分かってるから。いろんなところの支援が必要なのでね、計画自体には載せる義務なんてないんだけれども、自分たちの権限というか、載せても載せなくても罰せられないものであればさ、いろんなところにサービス事業所だとか、サービスのあり方だとか、いろんな写真を載せて機会あるごとにやっていって、利用してもらおうとかやっていかないと。なかなか個人でもね、たまにしかないからやらない、やりづらいって、供給が少ないからやれないという方も中には前いたんだけれども。

だからといって量多くてもできないっていう人もいるだろうし、いろんな部分があるのでね。だから、そういうのは計画に添付できないものなんですか。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長補佐。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） 障がい関係につきましては、その旨ですね、今おっしゃられた内容については列挙させていただいております。

62 ページに障がい児とその保護者への支援ということで、この旨ですね列挙させていただいているのと、あとは子育てブックですとか、そういうもので啓発しております。

今の障がい関係につきましては、いろいろなところで子育てに困っているお母さん達はたくさんいらっしゃいます。そういうところも我々が支援が必要とされるところは、できるだけその支援に沿ったかたちでケース会議を行うですとか、今、医療ケアを受けているお子さんだとかいますが、そういうところもすくすくサポートとか、そういった医療連携チームを組んだかたちで支援していくかたちだとか、いろいろ事業としては進めているところがあります。

ですので、今私達ができることは、とにかくそのニーズにどうやって取り組んでいくかというか、組み立てですね。そういうコーディネーターというところで、発達、障がいというところでセンターの児童発達心理士だとか、専門職がおりますので、保健師ですとか、あと

は障がいの担当者ですとか、そういうところとタックをして支援に結び付けている現況が
ございます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） だから、法定で計画作らなきゃならない分野は分かるんだ。それか
ら、担当課だとか行政的な部分だとか公的機関でやっている役割だとかは全部載せてるん
だけども。民間のサービスだとかが載ってないから、逆に言えばそういうのも載せたほう
がいいんじゃないかなって思うから、そういう制約というのはあるんですかって聞ける
の。載せたら駄目だっていうのは。

○住民生活課長（川口拓也君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 基本的にはない。

○住民生活課長補佐（菅原真紀子君） 町のあくまでも施策ですので、民間さんの施策は協
働という意味で協力というところではありますけれども。八雲町の支援策のもので、
最後には支え合う協働ということで権利、基本方針を作っておりますので、もちろん民間さ
んがやっているところとの協力を得ながら町が管理していくということはありませんけれ
ども。

あくまでもこの計画自体が、町の施策計画ということでお示ししているものなので、ちょ
っと民間さんのものをということにはならないかなと。

○委員（千葉 隆君） 何となく分かるんだけど、硬いような気がするんだよね。ほか
の介護保険の事業計画だとか、福祉計画だとかばんばん載せてるつけき、こういう事業所が
ありますって。これは特化して行政だけのやる部分での計画だから、というか、国からやれ
って言われたからその部分でやりましたよという、そういう捉え方でいいんじゃない。

○住民生活課長（川口拓也君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 千葉委員がおっしゃるのは本当によく分かるんですけれ
ども、とりあえず協力団体とかそういった部分で、この計画に掲げられる部分があれば、当然
町の事業としてやっている事業であれば挙げられるんですけれども。それ以外、あまり関わり
ないものを列挙するようなものではないのかなというふうに思うので、そういった部分は
別な機会とか、また別なものとして、それは町としても PR できるものであれば PR はして
いきたいと思えます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 結局さ、何であんまり子育ての事業が、昔は保育所ぐらいで支援セ
ンターとかもなかなか後発で、この北部渡島・檜山辺りはなかなかできなかったというのは、
やっぱりその辺に原因があるのかなという気がしてならないんだよね。委員長が言うよう
に、ファミリー・サポート・センターとかも、何でもかんでも直営で作ればいけれども、
直営でやっているところもあるから。でもできないのはやっぱり、できないところは民間で

やって事業の種類とか種別だとかできていくんだよね。だからその辺、なかなか小さい団体とか一時期やっていたとかという単発でしかないから。

それで、なかなか人口が2万人以下の町で、何でもかんでも用意するというのはゆるくないし、直営でもできないし民間でもできないというときに、そういう今ある事業所だとかそういうやっていると、いかにして連動させるとか、一つの事業をやっていたものに複合的にもう一つ事業してもらいだとか、そういうことをこれからやっていかないと。働く人というか担い手がまず少なくなるから。

やっぱりこういう事業の中に、そういう発想というかそういうのをいれて行ったほうがいいんじゃないのかなって思う。そのことによって、民間でそういうやろうとする団体だとか事業者だとかが出てくるんだけど。

このままだったら今までと同じように、善意がある町民の人が出てきたり、本当に困ったときに自分たちだけでやって一時的に終わったりというようなままで終わるんじゃないのかなって。やっぱり継続して、民間の人たちがやってくれるための部分を作り出してもらうことのほうに重点を置いた計画にするために、本来、八雲町が子育ての支援の事業計画って作るんじゃないのかなって思うんだよ。

だから、自分たちだけが関わってるって、たしかにそうなんだわ。国もそうなんだけれども、そのままじゃ駄目だから地域の活力だとか資源だとかを有効に活用して、人口が少なくなってもいろんなサポートができる支援のサービスをやってくださいというために、事業計画作るんじゃないのかなって思うんだよね。

だから、そこの視点が、たしかにみんな忙しいから、これまでの踏襲というけれども。これから本当にどんどんどんどん働く人も若い人も少なくなる、担い手が結局少なくなる中で、どうやってそういうのを生ませるかとか、それをやらないとずっとファミリー・サポート・センターだってできないままになっちゃうんじゃないのかなって。

そういう感想で言ってるだけだからあんまり気にしないでください。

○委員長（赤井睦美君） 答弁はいいですか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） じゃあほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ以上で終わります。ありがとうございます。

これって完成したら誰の手もとに行くんですか。ごめんなさいね。

○住民生活課長（川口拓也君） 完成しますと、町のホームページでもいつでもダウンロードできるようにしておりますので、町民誰も入手はできるようなかたちにします。

○委員長（赤井睦美君） 例えば、各保育園に配るだとかそういうことはないんですね。

○住民生活課長（川口拓也君） ご希望であればそれはもう。

（住民サービス課長 北川正敏君、住民生活課長 川口拓也君、住民生活課長補佐 菅原真紀子君、戸籍住民係長 菊池史仁君、子育て支援係長 松本忍君、支援係長 福田裕子君、児童係主任 佐藤尚樹君、児童係 川崎絵梨君 退室）

◎ 報告事項 (10) 保健福祉課所管事業における使用料及び手数料等の見直しについて

(保健福祉課長 戸田淳君、保健福祉課長補佐 佐藤哲也君、保健福祉課健康推進主幹 鈴木郁美君、健康推進係長 阿部任敏君、高齢者福祉係長 武田利恵君、障がい者福祉係長 山本貴志君 入室)

○委員長(赤井睦美君) それでは、使用料及び手数料等の見直しについてご説明よろしくお願ひします。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 委員長。保健福祉課長。

○委員長(赤井睦美君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 保健福祉課で予定しておりました5件の報告の前に、午前中の住民サービス課とのすまいるの件で、公募の要件について資料をまとめてきたので簡単にご説明させていただきたいと思ひます。

まず、1枚目は平成22年度の地域密着型サービス設置候補者公募の要件ということで、内容は認知症対応型共同生活介護で、熊石圏域に1ユニット9名以下1施設ということで公募してござひます。

応募の要件は、道内の法人格を持つ団体ということで、(2)では資金の担保等について記載してます。

(3)では、介護保険法の各号のいずれに該当しないということで、内容につきましては介護保険法の中で地域密着型サービス事業所の指定の規定がござひますが、その中で指定をしてはならない規定というのが二つありまして、基準を満たしていないですとか、禁固以上の刑に処されているだとか、そういった者については指定をしてはいけないということが記載してござひますので、それに該当しないことということです。

(4)につきましては、税金の滞納がないこと。

(5)は、事業所の用地が確実にちゃんと用意されていて、法令の許可が得られる場所であることとの規定です。

(6)については、会社更生法、民事再生法等の規定に基づいて、それらの手続きをしていない者であること。

(7)は、暴力団との関係にない者ということ。

(8)として、町が指定した期日までに着工、完成できることということで、公募の要件としてござひます。

あと参考までにですね、裏面とその次に、町の補助金の交付に付した条件等ということで、たくさんありますので多くは説明を省略したいと思ひますが、10のところ、補助事業等による取得した財産を町長の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用したり、又は譲渡したり貸したりしたら駄目ですよということが記載してありまして、11のところでは、町長の承認を受けて財産処分した場合に収入があればそれは返してもらふことがありますよ、また、最後のページのほうで、18、19では、ここに付してる条件に違反した場合は、同じように補助金の全部又は一部を町に納付させることがありますというようなことですね、町の財務規則等にある補助金の条件のほかに、国のほうでこの交付金を使う場合

は町のほうでこういう条件を付けないさいという項目はたくさんありまして、それを全部付して交付の際に条件として渡しているということでございます。

一応、公募の条件ということでしたので、参考までに資料を配付ということでよろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、何か質問やご意見はございませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） このほかに、契約書みたいなやつはないの。このほかに。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 契約書等はありません。

○委員（黒島竹満君） ないの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） はい。

○委員（黒島竹満君） 約束ごととかないの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） これが要件ということで。

○委員（黒島竹満君） これだけしかないの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 公募に当たってはそういうことでございます。

○委員長（赤井睦美君） いいですか。

○委員（黒島竹満君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 事業を廃止するとかそういうときの条件とかなんかなかった。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 廃止だとか譲渡だとかという、今回起きたことを想定しての要件というのは付してございませんでした。

○委員（黒島竹満君） そうかなあ。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） その条件を守りますよということで公募に出るから、10年を経過した部分では、財産が償却期間、次からはどういうふう処分してもいいよというような状況もあるでしょこれ。10年を経過した場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令ということで、それが償還のとか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 私も最初にこの要件のみ読んでですね、10年を経過したのみで財産処分が可能なのかなともちょっと考えたのですが、補助金の北海道の本庁の担

当者のほうに確認したところ、10年を、グループホームの事業で交付しておりますので、グループホームの事業で10年を経過したのち、今度はですね、仮に譲渡するとしても違う事業者が用途変更の場合であれば、厚生労働省でいろいろ別表がありまして、子どもの事業だとか、要は厚生労働省の所管の事業に用途変更をするのであれば、そういう条件であれば認めますとか、さまざまな規定がありまして。単純にこの中だけではちょっと読み取れない部分もあったんですが、ということで10年過ぎたらどういふふうにしてもいいよということではなかったというのがあります。

○委員（千葉 隆君） はい

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 介護の基盤整備の種別でないことの移行もOKなんですか。別表には書いてあるの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） あくまでグループホームで交付してますので、まずはグループホームで10年間事業を継続するというのが最低の条件ですので、当初交付した事業者が10年を経過していればほかの用途に、厚生労働省のほかの用途に変更することも認められる可能性はありますが、今回の件でいきますと、今8年の経過ということで、そこが例えばあと3年間継続事業者が事業を継続すれば10年経つので、それはどうなんだということを照会した中で、あくまで10年継続ということが交付のルールですので、もし事業を継承した場合、継承した事業者がまずは10年間、もう一回そこから10年間事業を継続するというのが、まず最初の条件になってくるということで聞いてございます。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） したら、今の条件10年満たないわけだから、この部分についての話し合いというのはどういふふうになってるの。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） すまいるとの話し合いということですね。すまいるのほうには、この条件がまずあるということと、まずは町の許可が必要ですし、町が許可をする前には知事の許可が必要になっていきますし、知事の許可の前には厚生労働省のほうの許可が必要になりますので、まずそれを先に決まる前にやっていただくということは話をしておまして。あとは、条件によって補助金の返還する額というの、または次の事業者がどういふ条件でグループホームをやるのかやらないのかですとか、そういったことによっても補助金の額が、また返還の額が変わってくることもありますので、なるべく分かった段階で早めに伝えてほしいということで伝えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ終わります。

そして、使用料及び手数料の見直しについてよろしくお願ひします。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長。保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） それでは、保健福祉課所管事業における使用料及び手数料等の見直しについてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

使用料及び手数料等の見直しにつきましては、9月13日の全員協議会において、財務課において報告をしておりますが、今回条令規則に規定する必要のない性質の個人負担金等の見直しについて、保健福祉課所管事業に関するものの説明となります。

まず、各種検診の個人負担金であります。こちらは委託料単価のおおむね3分の1を自己負担金としておりましたが、委託料単価の見直しや消費税増税による基準額の変更に併せてこの自己負担金を変更するものであります。

なお、町民ドック、住民検診については、国保特定検診の集団検診として位置づけられておりますので、その特定検診の受診率の低下を招かないように、今回の改定では料金は変更をせず据え置きとしております。

次に、一番下の給食サービスの八雲地区の部分につきましては、食材料費及び調理費相当分の2分の1を自己負担としておりましたが、経費の増額に合わせ、自己負担金を400円から500円に増額するものであります。

以上、負担金等の見直しの説明となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、質問やご意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ次、健康増進計画の中間評価及び見直し版の素案について、よろしくお願ひします。

◎ 報告事項(11) 八雲町健康増進計画（中間評価及び見直し版）の素案について

○健康推進係長（阿部任敏君） 委員長。健康推進係長。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進係長。

○健康推進係長（阿部任敏君） それでは、報告事項の2八雲町健康増進計画中間評価及び見直し版の素案についてご説明申し上げます。

資料は2ページをご覧ください。

まずは(1)中間評価及び見直しの経緯についてですが、八雲町健康増進計画は、平成27年度から10年間を計画期間として平成27年3月に策定したものです。計画期間の中間年に当たります今年度、各施策の取り組み、発生状況や数値目標についての中間評価と、計画の一部を見直しすることとしておまして、計画を見直すことにより更なる町民の健康増進、健康寿命の延伸を図ろうとするものです。

次に、(2)これまでの経緯についてですが、計画の中間評価と見直しを行うに当たり、まずは、昨年町民向けのアンケート調査を実施しております。

そして今年に入りまして、②、③に記載のとおり、計画の策定委員会を開催して計画の中間評価及び見直し版の素案を策定したことから、この概要につきまして本日も報告をさせていただきます。

その前に（３）今後の予定につきましてご説明を申し上げます。

本日も報告をさせていただいた後に、今月 26 日に開催いたします第 3 回の計画策定委員会に計画案としてお諮りする予定です。その後、年が明けまして 1 月 14 日からの 1 か月間、パブリックコメントを実施して、広く意見を募集することとしております。パブリックコメントで計画の内容に修正が必要となった場合には、再度、策定委員会を開催いたしまして、修正案についてをお諮りする予定としております。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 委員長。保健福祉課主幹。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） 続いて、計画の内容について説明させていただきます。

まず、別添の資料の 1 ページをご覧ください。

第 1 章計画策定の趣旨、健康の考え方は、単に長く生きることからより高い生活の質をもって、より長く生きることへと変化しております。そのような中、八雲町では平成 27 年 3 月に八雲町健康増進計画を策定し、生活習慣（がん）、栄養・食生活、心と休養、身体活動・運動、たばこ、アルコール、歯の健康の、7 分野で健康づくりに関する取り組みを展開してきました。

それでは、集計された数字から見えてきた八雲町民の皆さんの健康課題をいくつか抜粋して説明いたします。

4 ページをご覧ください。

第 2 章八雲町の健康と生活環境の現状についてですが、5 ページ上の人口の自然増減の折れ線グラフのとおり、年間の出生数が減少しており、死亡数が出生数を大きく上回っていることによる人口減少が進む中、4 ページの下のグラフのとおり、65 歳以上の割合が次第に増え、平成 30 年 10 月現在 33.1 パーセントとなっております。

6 ページのグラフをご覧ください。

八雲町民における健康課題として大きな問題となっていることとして、がんとともに平均寿命が北海道、全国より下回っていることです。特に、男性の平均寿命は北海道や全国と比較して著しく短く、北海道、全国はともに平成 22 年に比べて平成 27 年の数字が伸びているにもかかわらず、八雲町の男性においては平成 27 年の平均寿命は 78.8 年であり、平成 22 年より 0.3 年短くなっております。

また、7 ページのグラフのとおり男性の健康寿命も短く 76.54 年であり、179 市町村中 156 番目に位置し、管内でも下位に位置しております。

死亡原因といたしましては、9 ページをご覧ください。

9 ページ下の円グラフのとおり、男女ともに 1 番多いのは悪性新生物、2 位が心疾患、3 位は男性が肺炎、女性は脳血管疾患です。

男性の悪性新生物の割合は 35.4 パーセントと、女性の 22.5 パーセントと比べて目立っているのが特徴です。

次に、10 ページ表のとおり、悪性新生物の類別死亡数では、平成 24 年から平成 27 年まで常に 1 位となっているのは気管支及び肺がんです。がんの死亡全体における割合は年々増加しており、平成 27 年では約 3 割を占めております。

11 ページの表には、全国を 100 として比較する標準化死亡表を記載しておりますが、腎不全は男性が 155.6、女性は 135.4 と男女ともに高いのが特徴です。

また、男性の胃がんが 131.6、女性では肝疾患 136.3 と目立って全国と比べて高い数字になっております。

また、13 ページ要介護認定者数の推移を見ても、上のグラフの折れ線グラフで示しておりますとおり、75 歳以上の後期高齢者比率の増加に伴い、下の表の折れ線グラフで示しております要介護認定者数が増加しております。

次に、16 ページをご覧ください。

一人当たりの医療費の推移を見ても、八雲町は北海道よりも高く推移をしております。今後は医療費や介護認定者数の抑制のためにも、糖尿病や心疾患、関節の病気等の悪化予防の取り組みが、ますます必要となっております。

要介護認定者となるまでの期間を伸ばし、結果、町民全体の平均寿命や健康寿命を延伸するためには、がんをはじめとした生活習慣病の予防と早期発見、重症化予防が必要ですが、17 ページの下にある表とグラフのとおり、特定検診を含む基本健診やがん検診の受診率、また、19 ページの中段のグラフのとおり、基本健診の精密検査受診率が低いことが大きな課題となっております。

また、基本健診を受けた方の結果においては、18 ページの上のグラフのとおり、肥満度を表す指数 BMI が 25 以上である肥満の人の割合が男女ともに北海道、全国を上回っており、特に、男性は全国と比べて著明に上回っております。

19 ページ下段の折れ線グラフのとおり、町民ドックの結果でも女性と比較して男性の肥満の人の割合は大きく上回っており、男性の受診者の約 4 割が太り気味との判定になっております。

20 ページの下の表の、平成 30 年の特定検診を受けるメタボリックシンドローム該当者を見ますと、女性が 13.9 であるのに対し、男性は 49.4 パーセントでありました。これが今回新たに見えてきた大きな課題であります。

次に 25 ページ、第 3 章八雲町の目指す姿として、ここには以前作成したスローガン『みんなで支え合い、守ろう笑顔と健康』、そして計画の理念、目指す姿を達成するための 4 つの目標を記載しております。

次に 26 ページ、第 4 章では各 7 つの領域において、健康づくりの目標と取組を記載しております。

1 の生活習慣病、がんの領域につきましては、先ほどの各種数字で表された結果を踏まえ、町民の皆さんの健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療を目指し、行政の取組としましては、多くの町民のニーズに合う受診機会の確保と、各種健（検）診の周知の徹底、疾患の知識の普及啓発、精密検査の必要性の理解を図り、早期受診、治療に結びつくような訪問での結果返却や電話での受診勧奨の強化を行っていく予定であります。

また、新規事業としましては、今後、糖尿病性腎症の重症化予防を図るために、医療機関と連携した保健指導にも積極的に取り組んでいく予定であります。

29 ページの中段に計画の目標値を記載しておりますが、5年間の取り組みの中で、基本健診の要精密検査の受診率につきましては、80 パーセントを目標として努力してきましたが、ここ数年 30 パーセントに満たない状況です。

今回の中間評価を機会に、現状のかけ離れた目標ではなく、実現可能と思われる 50 パーセントに変更することといたしました。

次に 30 ページ、2 栄養・食生活（乳幼児期から学齢期）、子どもの寝る時間や夕食後の飲食以外は、乳幼児健診や相談での栄養保健指導の効果がみられ、おやつ時間が決まっている子どもの割合が増え、ジュースを習慣的に飲む子どもの割合が減るなど、全体的に改善されております。

今後、保護者の方々へ就寝時間や夕食後の飲食など、生活リズムに関する保健指導を評価していきたいと考えております。

33 ページ、3 栄養・食生活（成人期から高齢期）、野菜を 5 皿以上食べる人の割合は 4.9 から 2 パーセントに減少してしまいましたが、1 日に汁ものを 2 杯以上飲む人の割合は、40.3 パーセントから 34.6 パーセントに減少し、改善してきております。

先ほどの説明でもありましたが、肥満度を示す指数の BMI で肥満と判定された人の割合は、女性では以前より減少しましたが、男性では高くなっております。男性の平均寿命や健康寿命が短いことなどを考えますと、男性の食生活の改善に取り組んでいく必要を強く感じ、今後はシルバープラザ館内での野菜のフードモデルの展示や、年齢を問わず参加できる男性の料理教室、各企業から依頼される健康教室等で知識の普及啓発、また、訪問での個別栄養相談等に取り組んでいく予定です。

新規事業としましては、糖尿病、腎臓病などの療養食の料理教室に取り組んでいくこととしております。

次に 36 ページをご覧ください。

4 の心と休養について、昨年度策定した「八雲町自殺対策行動計画」でのアンケートや、今回のアンケート結果より、ストレスを多く感じている人が約 4 割おり、その悩みの原因は、勤務問題や家庭問題を主として人さまざまであること、また、女性より男性のほうがストレスを上手に解消できない人が多いということが分かりました。これらのことから、今まで取り組んできた心の健康をテーマにした健康教室に加え、今後は、地域に悩んでいる人に気づき、寄り添い、声をかけ、繋ぎ、見守ることができ、自殺を防ぐことができる人、ゲートキーパーといわれる人を増やすため、ゲートキーパーを養成するための講座を開催していくこととしております。

次に 41 ページ、5 身体活動・運動についてです。

休日に野外で 2 時間以上遊ぶ子どもの割合は、全体的に減っていますが、休日にテレビやゲームを 2 時間以上している子どもの割合は、全体的に増加しているわけではないことから、家の中での過ごし方の形態が変化し、テレビやゲームのみではなく、子どもも動画サイトを見て過ごすようになってきているものと推測されます。

大人では、日常生活における歩数 6,000 歩未満の割合が増加していることより、大人も子どもも、日常的に体を動かす機会がどんどん減ってきている状況にあることが分かります。

子どもでは、乳幼児健診等で保護者の方へ子どもの身体活動の必要性に関する保健指導を継続して行っています。

大人に関しては、各課で取り組んでいる事業を紹介するなどして、運動やスポーツに取り組む機会を得ることができるように支援していきます。

46 ページ、6 たばこ・アルコールについてですが、49 ページ下段の表の中間評価のとおり、成人の喫煙率は 18.9 パーセントから 19.6 パーセントに増加しております。

男性の肺がんの標準化死亡比は、101.1 から 131.2 に増加しております。喫煙は肺がんの原因になることだけではなく、肺気腫の原因となり、そのことが理由で在宅酸素が必要になることが、まだ喫煙者の多くに理解されていない可能性があります。

また、休肝日を作っている人の割合は 53.3 パーセントから 59.7 パーセントに増加し、1 日に 2 合以上飲む過剰飲酒者の割合は、23.0 パーセントから 20.5 パーセントに減少しております。

今後も検診受診の際に、飲酒や喫煙数の多い方への保健指導を強化していきます。

次は、50 ページ歯の健康についてですが、乳幼児期では 1 歳 6 か月児と 3 歳児のむし歯の罹患率は、平成 26 年度と比べて減少しておりますが、年齢が高くなるにしたがってむし歯の罹患率が高くなってきています。その理由の一つに、年齢が高くなるにしたがい、仕上げ磨きをしている子どもの割合が減っていることが挙げられます。1 歳 6 か月児や 3 歳児では約 9 割の子ども達が仕上げ磨きをしているにも関わらず、まだ仕上げ磨きが必要な 5 歳児では 84.8 パーセントに減少しております。

小学校の中学年くらいまでは、まだ仕上げ磨きが必要な年齢であることを、保護者の方に今後も説明をしていく必要があります。

次に、成人期、高齢期では 53 ページの表のとおり、歯科検診を受けている人、デンタルフロスを利用している人、歯が残っている人の割合は以前より増加し、歯の健康に関する意識が高まっております。

今後も、検診の機会や地域での健康教室の機会などを利用して、むし歯や歯周病予防に関する知識の普及や歯科検診の大切さについて説明していきたいと考えております。

説明は、以上となります。

○委員長（赤井睦美君） はい。ありがとうございます。

このことについてなにか質問やご意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。それでは、みなさん健診を受けて、肺炎球菌ワクチンを受けましょう。そして、メタボから脱出しましょう。

◎ 報告事項（12）障がい福祉に関するアンケート調査結果について

○委員長（赤井睦美君） それでは次に、障がい福祉に係るアンケート調査結果について、よろしくお願いたします。

○障がい者福祉係長（山本貴志君） 委員長。障がい者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 障がい者福祉係長。

○障がい者福祉係長（山本貴志君） それでは、障がい福祉に関するアンケート調査結果について説明いたします。

調査実施前の6月6日に文教厚生常任委員会で報告しております、障がい福祉に関するアンケート調査について、調査結果がまとまりましたのでご報告させていただきます。

お配りした資料の別冊になります。

資料の1ページをご覧ください。

1. 調査の目的ですが、今回の調査は、各種障がい者手帳を所持する方を対象に、障がいの状況や普段困っていることなどの現状把握及び障がい福祉サービスとして充実してほしい内容などのニーズ把握を行い、第4次八雲町障がい者計画及び第6期八雲町障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定のための基礎資料とすることを目的として実施いたしました。

続いて、2. 調査の対象ですが、7月31日現在において65歳未満の身体障害者手帳所持者205人、療育手帳所持者209人、精神障害者保健福祉手帳所持者120人で、各手帳の合計は534人となりますが、図のとおり重複して手帳を所持している方が27人いるため、対象人数として507人となります。

2ページ目をご覧ください。

次に、3. 調査方法と期間ですが、調査方法は調査票への記入方式で、配布及び回収はいずれも郵送としており、8月14日に発送し、回答期日は8月30日としておりました。

なお、施設入所者及びグループホーム入居者につきましては、回答が困難な場合がありますので、各施設宛てに協力依頼文を送付しており、アンケート協力への呼びかけを行っております。

4. 調査の項目ですが、設問数は22問で基本属性9問、普段の様子等に関すること6問、サービスに関すること1問、災害時の備えに関すること2問、福祉全般に関すること3問、自由意見で1問となっており、調査票のページ数は8ページで行いました。

5. 回収数及び回収率ですが、調査対象507人に対して241人の方にご回答いただき、回収率は47.5パーセントとなっております。

3ページ目からは集計結果になります。

結果数値については報告書に記載のとおりなので、数値については省略させていただきますが、各設問の内容とポイントとなる部分のみ報告させていただきたいと思います。

では、問1から問9までは基本属性となります。

問1は、調査回答者が誰かについての設問になります。

問2は、手帳の種類と等級、判定についての設問になっており、表2の1では身体障害者手帳の各等級の人数、4ページの表の2の2では療育手帳の各判定人数、表の2の3では精神障害者保健福祉手帳の各等級人数を載せております。

問3は、身体障害者手帳の障がい内容の人数になります。

5ページの間4は、住まいの地域の設問になっておまして、表4は地域別の回答者人数、表の4の1は八雲地域の各手帳所持者人数、表の4の2は熊石地域の各手帳所持者人数、表の4の3はその他各手帳所持者人数になっております。

6 ページの間 5 は回答者の年齢、問 6 は現在の住まいの設問です。

7 ページの間 7 は、問 6 で在宅と答えた方への設問となっております。

問 8 は身の回りの支援者の設問。8 ページの間 9 は、普段の行動で一人でできること、支援が必要なことを確認する設問。

○障がい者福祉係長（山本貴志君） 問 10 と問 12 ではですね、18 歳未満の方に対しての設問になっておりますが、18 歳未満の調査対象が 45 人ということで、回収数が 16 人となっております。アンケートの回答数が少ないということで、昨年度住民生活課で子ども子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査を行っておりますので、計画策定に向けては、こちらのアンケート調査も活用しながら策定に当たりたいと思います。

あとですね、問 15 と 16 について少しご説明させていただきたいと思います。

問 15 の生活の中で悩んでいることや困っていることでは、障がいや健康上の不安と答えた方が 86 人で 38.2 パーセントと多く、続いて経済的な不安と答えた方が 63 人で 28 パーセントでした。

12 ページの間 16、障がい者に対する支援で行政はどのようなことを充実するべきかと思いませんかの問いでも、年金や手当等の充実が 99 人で 41.1 パーセントと多くなっており、続いて障がい者の雇用・就業の促進で 59 人、24.5 パーセントとなっております。

経済的な部分で不安を感じている方が多いことが分かりますが、町内には参加者の就労移行支援事業所があります。実態として、働きたいがどうしたらいいか分からない、障がい福祉サービスが分からないという方も多いことから、相談支援体制の強化、サービス周知の取り組みについて強化が必要と考えております。

続いて、問 19、20 です。14 ページ 15 ページになります。

こちらはですね、差別をされたと感じたことはありますかという問いでありまして、あると答えた方が 43 人おりました。あると答えた方の記述をいただいております、内容としては「私が挨拶をしても誰も返してくれない」、「私が話すと嫌な顔をされる」、「職場で 1 足す 1 はと聞かれたことがある」など、差別を感じたことの記述がありました。

最後にですね、問 22 の自由意見になります。こちらでもですね、自由意見で 56 の記述をいただいております。その内容でですね、「ほかに言葉は思いつかないが、そもそも障がいという言葉を使わざるを得ないということが時々辛く感じる」、「自らを障がい者として言い表すことも、他者に障がい者と言われ扱われることも、特に抵抗を感じる」という意見や、「私自身が体調を崩し入院などをした場合、発達障がいである子どもが一人で生活ができないため、そういうときはどうすればいいのか、どこに相談すればいいのかわからない、近所に知り合いもない」という様々な意見をいただいております。

このアンケートの結果を受けまして、困っていることや改善してほしいこと、記述いただいた内容を含め、関係課・関係機関と協議を行い計画反映し、実効性のある計画にしていきたいと考えております。

以上で、障がい福祉に関するアンケート調査の結果についての報告とさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

- 委員長（赤井睦美君） 回収率がアップして良かったですね。
- 障がい者福祉係長（山本貴志君） 実はちょっと下がっております。
- 委員長（赤井睦美君） 一番最初にやったときは30何パーセント。
- 障がい者福祉係長（山本貴志君） そうですね。そのときよりは上がってはいます。
- 委員長（赤井睦美君） やっぱ難しいんですね、回収するって。是非、せっかく答えてくださったので大いに生かしてください。ありがとうございます。

◎ 報告事項（13）介護職の担い手確保支援について

- 委員長（赤井睦美君） それでは次に、介護職の担い手確保支援についてよろしくお願いたします。
- 保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長。保健福祉課長補佐。
- 委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。
- 保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） それでは4番、介護職の担い手確保支援について説明申し上げます。3ページをお開き願います。

はじめに事業の概要ですが、現在介護職の人材不足が深刻化しておりますが、介護保険事業所では、特に介護福祉士の確保が課題となっております。

介護福祉士の資格取得には、実務者研修の受講が必要となります。その実務者研修を地元開催するとともに、その受講費用を助成することによる担い手の確保と、さらに、介護福祉士の養成施設の卒業生などの、町外からの八雲町への介護保険事業所への就業する者への支援を行い、担い手確保と八雲町への移住を推進していきたいと考えております。

なお、介護福祉士の資格取得のメリットは記載のとおりとなりますが、特に今年10月より新設された特定職改善加算の算定のためには、介護福祉士の確保が必要となります。加算の算定による賃金改善は、人材確保に繋がっていくと考えております。

続いて事業内容ですが、一つ目が介護福祉実務者研修の開催です。

研修の対象者は、八雲町内の事業所で働いている方や就職を希望する方を対象とし、町外の方でも参加可能とします。

介護福祉養成学校への委託により実施し、来年7月から12月の研修となります。参加者からは受講料とテキスト代の自己負担金を徴収することといたします。

次に、実務者研修費用の助成です。八雲町内の事業所で働く見込みの方で、先ほど説明した研修に参加した方が対象となります。すでに事業所で働いている方は対象外となりますが、こちらは国の制度の助成金を受けることができますので、そちらを活用していただきたいと考えております。

助成の内容は、受講料とテキスト代の全額助成となります。研修に参加後6か月以内に就職し、1年以上就労した時点で助成金が受けられるということになります。

4ページをお開きください。

3つ目は、介護従事者就職支援貸付金です。

町外に在住している方が、町内の介護保険事業所で介護職として働くために八雲町に転入する者に対して20万円を貸付けいたします。事業所に2年間就労した場合は、貸付金の

返還を免除します。2年以内に離職した場合は、残期間に応じた金額を返金していただきます。

なお、この事業は来年度から3年間の制度として考えておりまして、その後については事業を検証した結果により検討していきたいと考えております。

以上、介護職担い手確保の支援についての説明となります。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（千葉 隆君） はい

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 介護従事者就職支援貸付金の介護保険事業所での介護職という部分なんだけれども、直接的に利用者とかかわる介護する人でなければ駄目だとか、相談業務とかは駄目だということですか。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長。保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 想定しているのは、介護職ということで。アンケートを事業所に取りらせていただいたんですけども、一番不足しているのは介護職で、あまり事務職とか相談職ということでは数字は上がってきていないので、介護職と限定をしております。

○委員（千葉 隆君） はい

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 福祉の分野でも、介護の分野もあるけど障がい者の分野もあるんだけれども。障がいの分野で、例えば生活支援員だとか直接利用者の入浴介助だとかそういうことを支援する職員なんですよ。その人たちも実質若年層とか、高齢者じゃない人の介護をしてるんですけども、障がい者の施設を対象としなかった合理的配慮はないんですか。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長。保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） この制度を考えたときに、障がいの分野も当然視野には入れたんですけども。その時点では、介護ほど障がいの分野では人材が不足していない、充足しているというような認識でございました。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） では、少しでも多く集まるように期待しております。

◎ 報告事項（14）福祉事業の見直しについて

○委員長（赤井睦美君） それでは次に、福祉事業の見直しについてよろしく申し上げます。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） それでは5ページになります。福祉事業の見直しについてご説明させていただきます。

資料の（1）福祉タクシー料金助成事業でございます。

まず事業の概要ですが、住民基本台帳に記載のある在宅の方で、町民税非課税世帯に属する満80歳以上の方及び障がい者に対し、タクシー料金を助成しております。

見直しの内容は助成額の変更で、現在年間最大で7,200円の助成を行っておりますが、令和2年4月より、年間で最大1万円の助成額に変更するものです。

見直しの理由ですが、近年高齢者のみの世帯の増加が見られ、独居高齢者の数が、平成18年当時583世帯だったものが平成30年度では943世帯の約1.6倍になっており、また、65歳以上の方のみの2人世帯、夫婦世帯などなんですけども、こちらも平成18年度で779世帯だったものが、平成30年度では1,032世帯の約1.3倍になっており、今後も独居高齢者や高齢者のみの世帯の増が見込まれます。そのため、タクシー料金の助成を増額することによって、より一層、在宅の高齢者や障がい者の生活の安定と福祉の増進を図るというものです。

次に（2）寝たきり高齢者等在宅介護支援手当についてです。

まず、こちらの制度の概要ですが、在宅の寝たきりの高齢者や障がい者を介護する介護者に対し、介護の労を労うために、介護保険の利用のある無しに関わらず月額3,000円の手当てを支給するという事業です。

見直しの内容は、令和2年4月1日で事業を廃止するというものです。

廃止の理由でございますが、こちらの制度は20年以上前から実施しており、当時は年間40人前後で予算を計上しておりましたが、平成12年度の介護保険制度の施行以降、施設が増加などが進み、徐々に人数が減少していきました。また、旧熊石町ではこの制度は未実施でしたが、合併により平成18年度から実施しておりましたが、熊石地域でも同様に利用者が減少し、平成28年度以降は町全体で1人ないし2人、支給月数も一桁へ低下しており、在宅介護を支援する制度としてはある程度役目を終えたと判断し、廃止に至ったものです。

報告は以上となりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はございませんか。

○委員（千葉 隆君） はい

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） このタクシー料金の助成、住んでいるところで格差あるからって、落部地域だとか黒岩地域の人だとかそういう人達が、中心市街地との格差をすぐ言うんだけれども。前々から、最寄りのJRに行って公共機関を利用してということはずっと言い続けてきたんだよね、町は。

だから、中心もそうでない地域も同一って言うんだけれども。何となくそれが、今まで言ってきたけれども弱いんじゃないのかなというのが一つあって、そういう流れの中で少し助成するということがあるのでね。

だから、その辺考え方をもう少し補強した方がいいんじゃないのかなと思うんだよね。どういうふうに平等性をというのかがどうなのかというのも、今のままだけじゃちょっと弱いから、常に議会にも言われるんだわ。

だから、ちょっとその辺もこういうふうな部分で公平性を保っているという、もう少し理論武装してほしいなというのが一点で。

本題の部分なんですけど、助成金1万円はいいんだけど、これ例えば非課税の人はいいんです、ある程度収入のある人は自己負担でいけど。一方さ、さっき男性の平均寿命が78歳なのに、対象者80歳といたら平均より長生きしないと、年々2歳も平均寿命も下がってきてるわけ。そしたら、男の人が助成を受けるチャンスが、男性と女性の男女平等というわけではないけれども。実態として、女性の人の方が助成を受けるというか。助成だから女性でいいのかも分からないけれども。

なんかそういうような感じで、この80歳というのはなかなか男性の人にとっては不利じゃないのかなと思うんですけども、現実女性のほうが実態として圧倒的に多いんじゃないですか。助成の対象の部分で。当然、平均寿命からいってもかなり違うから。どうなんでしょう。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 福祉係長。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） タクシー券について、男女別の統計取っていないんですけども。ただ、ざっと見た限りはおそらく女性のほうが多いんじゃないのかなという印象はたしかにあります。

それと、地域による格差の部分なんですけれども。

○委員（千葉 隆君） それは答えなくていいよ、考えて。弱いかなと思ったんだけど。

ただ、はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 取ってないって言うんだけど、やっぱり平均寿命の部分くらいに少なくとも合わせて平準化を図ってもらわないと、その前になかなか到達しないというかさ。助成の対象者にもならないというに、なんか平等とか不平等という言葉じゃないけれども。チャンスを逸するというかさ、助成を受ける対象になる機会が少ない、不利益になるというかね、男性のほうが。不利益じゃないかなという感じがするんですけども、どうですか。ちょっと80までなら待てないなって感じがする。

○委員長（赤井睦美君） 80の根拠ってなにかあるんですか。例えば、国で決められているとか分かりませんが、なければ検討していただくということで。いまここでは変えられないでしょ、すぐにじゃあ73にしますとかというふうにはならないでしょ。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 80歳という根拠は得に把握していないんですけども、見当はしていきたいというふうに思います。

○委員（佐藤智子君） いいですか。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 要するに 75 歳に引き下げないのかということなんですけれども、検討してください。

○委員長（赤井睦美君） あとね、公共交通のほうの話は私たちもちょっと分からないですけれども、そちらの兼ね合いと、なるべく利用しやすいようによろしくお願いします。

○委員（斎藤 實君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） （2）のほうなんですけれども。在宅でお年寄りを見る、月 3,000 円出ていたんですけれども。

これは、先ほどの説明では目的は達成されたのではないかということで廃止だということなんですけれども、確かに利用者は少ないと思います。ですけれども、これはやはり残しておくべきものではないのかなというふうに考えるんですよ。我が家でも、一時期、お年寄りと一緒に暮らして病院に連れて行きながらというような生活をいたしましたけれども。その中でですね、あれ期間があるんですよ。一緒にいる期間とか。それによって貰えるわけですよ。そういうシステムになってなかったですか。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 期間といいますか、寝たきりの期間が 6 か月以上継続している方で、その方を主に介護している方に対して支給されるものです。

○委員（斎藤 實君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 短くてもですね、やはり最低限度は一週間とか 10 日ということはいいませんけれども。ある一定の期間、それを 6 か月といえばあれですけれども。大変微妙なんですよね、この 6 か月というのは。

それで、いかに家庭で介護するかということの難しさは、皆さんも承知だと思うんですけれども。今は施設があるからそちらのほうにどんどん入ってもらってるよということなんですけれども。

やはり、面倒を見ている家庭というのはまだあるんですよ。ただ、少ないですよ。ですけれども、期間でもって制約されている部分もあるわけですから、その辺のところもう少し検討しながら、地域の実情を見ながら考えてもいいことではないのかなと。利用者が少ないからそれで終わりにしますよという、この種の問題はちょっといかがなものかと。

私は、0 でも残しておいていつでも対応できますよというほうが、やっぱりあったかいまちづくりじゃないのかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 高齢者福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 高齢者福祉係長。

○高齢者福祉係長（武田利恵君） 管内の状況なんですけれども、この制度を実施しているのは、渡島管内では森町と福島町の 2 町のみになっておりまして、森町では現在受給者 1 名、福島町では 0 ということなんです。

それで、現在八雲町で受給されている方もほかの介護保険制度を使いながら、ほかの制度ですね、タクシー券だとか、移送サービスだとか、福祉手当だとかいろんなほかの制度を利用されながら介護されている方たちなんですけれども。

○委員長（赤井睦美君） 残すか残さないかというのは、ここでお返事できるものなんですか。例えば、今やさしいまちづくりにしましょうって、3,000円残しておきましょうって言ったときに、それはそうですよねってOKになるのか。それとも、いやいやいや決めましたから駄目ですよというのか、持って帰って検討しますっていうのか、どちらがよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） ただいま斎藤委員からありましたように、たしかに受給されている家族の方の労いという目的でできていますので。少人数でありますそういう方にとっては貴重な町からの気持ちというのか、そういう制度なのかなとは思っていました。

事業につきましては、最近の実績がずっと1人とか2人ということもありましたし、町の事務事業評価の中でも見直しの指示もあったんですけれども。

やっぱり振り返ったときにですね、当初は介護保険制度が始まる前ということで、以前は寝たきりの方などがいたときに介護が必要になっても利用できるのは、八雲でいけば厚生園くらいしかないという中で、今も待機で申し込んでいる人はいると思うんですけれども。

そういった選択肢がすごい限られている中で、そういう特に介護の大変な寝たきりの方を介護してるその労を労うという目的で、当時創設されたと思うんですけれども。

その後20年近くいろいろ経過する中で介護保険制度も始まり、様々な施設のサービスとか選択肢が増えてきているといったことから、たしかに町民の中には介護サービスを利用できるんだけど、やっぱりせつかくご本人ですとかご家族の意向によって、あえて施設に行かないでみれるうちは家でみようよというご家庭があるということも、いち現実としてあるのかなというふうに思っています。

しかしながら、その制度の最近の推移を見まして、今までの実績等も考えた中で、選択肢という部分では当初できたときの、もう家でみるしかないという状況よりは、大分状況が変わってきているのも確かでありますので。

町の福祉サービスはいろいろあるんですけれども、事業も以前からずっとやっているものを永遠に残すかどうかという議論って常にあると思うんですけれども、また新しいものを起こすかどうかだとか。そういった視点で今回この事業、福祉タクシーもそうですけれども、今回の事業についても庁内で協議した中で、受給者は実際いますけれども係長が説明したように選択肢の部分でも当初とは今は状況が変わってきているということで、廃止をすすめる方向でということ。

これは委員長がおっしゃったように、ここでどうにかという部分につきましては、来年度の予算要求としてうちの課としては計上はしていないということでもあります。

ですので、この委員会で報告をした後に、現在の受給されている家族の方にはその辺を理解していただけるように丁寧に説明をして、また、介護保険のその他のサービスや福祉サー

ビスについて改めて説明をさせていただいて、利用できるものがあつたら是非利用してくださいということで、ご理解をもらえるように対応したいと考えておりました。以上です。

○委員（斎藤 實君） 委員長。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 介護政策でいろんなサービスを使えることは使って、やっぱり家庭の中で一緒にやってんですよね。ですから、それも利用者が少ないという部分でもって事務事業で見直すというのは、あまりにもこれ福祉に対してちょっと乱暴すぎるんじゃないのと。

たしかに、利用者が少なくなれば、それはそれで廃止だよということになれば、今使っている人達にそれ以上多く使ってもらうためにはどうしたらいいのかということは、検討してみたんですか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） すいません、ちょっと誤解を招いたような。事務事業の見直しの中では、それで廃止しなさいと言われて、原課として廃止にしようとしたことではなくてですね、事務事業の中では利用者も少なくなってきたので、また、別な在宅サービスだとかそういうものを検討しなさいということで言われたということで、ちょっと私の説明が分かりづらかったのかなと思います。

あと、その制度の周知拡大、利用者の増加という部分につきましては、主にこの制度につきまして、広く町民に広報等での周知というのは行っていないんですけれども。ずっと、主にそういう方を把握されている民生委員の方ですとか、ケアマネですとかでは、福祉に携わるいろんな会議でこういう制度があるということを周知する中で、そういう人がいるというのを把握してもらって申請に結び付けていただいているということで進めてきていました。

○委員（千葉 隆君） はい

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 高齢者のオムツの利用というか、そっちの制度はまだ存続してるのか、今いくらか出しているのか、あるとしたらどれくらいの助成金額出しているのか、実績とかも教えてください。あるのであれば。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長。保健福祉課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） オムツの制度はまだ存続しております。

正確な数字ではないですけども、金額ベースで大体年間4、50万円。1人1年間もらって6万円なので、10人程度かなと。

○委員（千葉 隆君） 月にすれば5,000円くらい。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 月5,000円です。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） この月々3,000円のやつは、元々合併する前の熊石はなくて八雲独自のもので、当時特養できた頃に、昭和57年に特養ができたんですけれども。そのときに、在宅と施設の平等性ということで、まあ3,000円がいいのかどうかという議論もされたんですけども、そのときには圧倒的に福祉サービスがなかったから、在宅でいったと。

ただ、いろいろ時代も変わって変化してきてるんですけども。そもそも寝たきり状態というふうに判定するのが、今難しいような状態というか。

なぜかといったら、寝たきをなくしましょうってゼロ作戦をやってて、起こすんだから、車椅子に乗せますって。寝たきりにしておいたら、そんな介護なんてありえないというのが今の状況ですから。

制度の設計自体が今考えなきゃならない、時代の中に取り残されていた制度だから。やっぱり存続するにしても、ある程度、介護度5の重度の人とか障がい区分の5の人とか、客観的に判定基準とか制度化されているからそういう基準でやっていかないと。

単に寝たきりというか、歩ける人を寝かせきりにするような介護だとか支援策なんて、我々プロの部分では許されないことだから。

だから、施策も見直す時期だと思うんだ。たかだか3,000円だけ利用するという人がいるとすれば、やっぱり重度の、通常介護を必要として一番大変なのは、認知で徘徊するか重度でオムツ交換・入浴介助だから。そういう部分で金銭的に支援をするというときには、やっぱりオムツだと思うんです。排泄の部分で、実費でやれるの。

だから、その辺一律で5,000円というのはいいのかどうか。5,000円で収まる人もいれば、収まらない人もいるんでね。

そういう中でメリハリつけて、違う制度で、逆に言えば、給付できるようなかたちの部分を考えるのが、制度をやめるときには、今の時代だとか認定の仕方では難しくなってきたら持続されている制度の中で補強して、在宅で介護している人のための支給策にしていくというか。ただやめるやめないの議論というのは、ちょっとどうかなと僕個人的には思うんです。

とりわけ、寝たきりに対して支援するというのは、もう時代遅れのような感じがするんですけども。保健師さんどういう見解ですか。寝たきりゼロ作戦とか20年も前に経過してるときに。

○保健福祉課主幹（鈴木郁美君） たしかに千葉委員がおっしゃるとおり、寝たきりの定義が変わって、座っていても座っただけで、ただ移動しないだけで、介護者にとっての負担は大きいという方を多く見てきました。

じゃあ、その人は座っているので寝たきりじゃないかというふうになると、現実問題、介護者にとっては寝たきりと同じ状態という中で、やはり判定するときにそこをどう捉えるのかというのは、非常に難しいなというふうに考えますので。

そこをどういうふうに皆が平等に認定される方法とかを考えて、座ってはいるけども寝たきりとして、やっぱりオムツ券を支給する人じゃないかなというふうに思う方もたしかにいらっしゃいましたので。そこら辺についても、きちっと今後検討していきながら対応していかなければいけないんだろうなということは、同感です。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） だから、寝たきりで3,000円ということに固持しないで、今あるオムツの部分で追加するだとか、対象者を見てどういうふうに制度で作っていくかというところに変革していかないと、ちょっと時代の流れと。寝たきりになったらお金貰えるけれども、ちょっとそうでない人にはお金貰えみたいな。

当時はそういう発想で始まったんだわ、実際。特養だって定員変わって、入所の判定の基準も変わってるだろうし。全部の施設も変わってるから。

やっぱり置き去りにされた制度だから、今貰ってる対象者も逆にオムツの部分でいっぱい使用するのであれば、そういう制度の中で加算してやったら、大体同じように支給されるだとか、それが必要性があればね。

だから、必要性があるというか実態に合ったような制度に変革していった方が、残すより逆に対象者も増えるだろうしメリットも出てくるのかなって。やるやらないは別として。

だから、あまり寝たきりの人にどうのこうのという部分は、逆に6か月以上になってさ、介護してたという虐待だとか辛さだとかの事例が多いから。その以前に支援してなんかのサービスを受けたり施設利用するということはやっていかないと、高齢者と高齢者で介護している状態あるんでね、そっちのほうにシフトするのはいたしかたないかなと。希望的な観測ではあるけども。

○委員長（赤井睦美君） 答弁はよろしいですか。いりますか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長。保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） ただいま千葉委員さんからございましたけれども、現在の他の事業等も含めまして再度検討して、今後進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

斎藤委員よろしいですか。

○委員（斎藤 實君） いいんですけども、問題は寝たきりの定義なんですよ。重病者を面倒みるって言ったって、それは子どもでも老老介護でも難しいことですから。それは、施設とか病院とかにはなるんだろうけれども。

問題は、寝たきりの年寄りの範囲が、重病なのか軽度でお風呂なんかのサービスを使ったりしていれば、そんなにそんなに同じ寝たきりでもある程度はいいと思うんです。家で面倒が見れるのはね。

だから、そういう部分まで失ってしまうのかなって、僕はそここのところの心配というのはやっぱりあると思うんですよ。重症で寝たきり、誰もそれは今の介護保険を使っているいろいろなサービスを使えるわけですから、いろんな対応はできると思うんです。ただその部分だけね、やはり寝たきりの年寄りを、どの程度の、重症なのか軽度なのかという判断の中でもあると思うんですよ。ややもすると、知らないでいる人も結構おりますよ。

それと6か月っていうのがね、非常に現実の中で、やっぱり病院に1週間、10日なんか置いていければ、またスタートから始まるよだとかいろいろとあるものですから。その辺の使

いにくさというのはあることは確かです。自分たちでそういう経験をしてね。あとはお任せいたします。

○委員長（赤井睦美君） 是非、必要としているところに必要な支援が届くようによろしくお願いします。それから、さっきの80歳の話も必要な人が使えるようによろしくお願いします。

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございました。

（保健福祉課長 戸田淳君、保健福祉課長補佐 佐藤哲也君、保健福祉課健康推進主幹 鈴木郁美君、健康推進係長 阿部任敏君、高齢者福祉係長 武田利恵君、障がい者福祉係長 山本貴志君 退室）

◎ その他

○委員長（赤井睦美君） その他でなにかありますか。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 委員長。議会事務局庶務係長。

○委員長（赤井睦美君） 議会事務局庶務係長。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 前回の委員会で確認しました中間報告書は、今定例会の最終日に配付しまして、確認いただいて報告済みになる予定でございますので、よろしくお願いたします。以上です。

◎ 閉会・解散

○委員長（赤井睦美君） よろしくお願いたします。ありがとうございます。

ほかにないですね。それじゃあ終わります。1日お疲れ様でした。

〔閉会 午後 3時34分〕

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する

文教厚生常任委員会委員長 赤 井 睦 美